

事業を推進することとしてゐるわけでござい

また、御指摘のありましたように、平成元年の五月に通信衛星を利用して全国の有線テレビジョン放送事業者に放送番組を供給するスペース・ケーブルネットワークが開始されて以来、それが一つの大きなきっかけになりました。有線テレビジョン放送が急速に普及してきておりまして、有線テレビジョン放送における大規模化、多チャンネル化が進展してきている状況にあります。

このようなことから、今のこういった趨勢を踏まえまして、既存の支援措置を強化し、また、本法案による有線テレビジョン放送番組充実事業とをあわせて講じまして、有線テレビジョン放送事業者に対して支援を行っていくこと等によって、有線テレビジョン放送の一層の普及促進を図られるものと考えておりますし、また、今関係方面からその期待を強く寄せられているところでございます。

○上田(哲)委員 おもしろくないな。そんな趣旨説明みたいな話は聞きたくないですね。時間の制約もちょっと余計加わっていますから。

私が申し上げたいのは、大づかみで数字を申し上げた、こういうつかみでいいのかということですね。これは揺籃期だ、そういう本格段階に向かつて、ようやく揺籃期だということの認識でいいのかということですかと答えてほしいのと、その上、これはこの現況を踏まえて育成したいという趣旨の法案でもあり、そういう基本方針を持っていると理解していいのかということを端的に答えてもらいたい。書いてあるのは読まなくてもいい。

○小野沢政府委員 御指摘のありました指示のとおりでございます。

○上田(哲)委員 だから、その結論においては私は賛成なのですが、この法案に即して言うところの問題があるのではないかとこのことをちょっと御指摘を申し上げたい。

今度の施設、これは産投からの出資で言うところ

つでも三億円、そうすると一つは一億五千万ということになるのです。これに無利子の融資だとかいろいろなことが説明されていますから、これも繰り返しませんけれども、本来は五億から十億欲しいところが一億五千万に削られているというところになりますと、いろいろなことを全部加算していけば一つ九億円ぐらいになってしまうのです。

この九億円ぐらいで、簡単に申し上げると四つの機能、つまり番組制作のスタジオ機能、それから教育訓練機能、それから番組ライブラリー、さらに通信衛星の打ち上げ機能、この四つの機能を持つものが五年間で全国に十カ所、それがこの程度の金額でできるのだろうかというのを思わざるを得ない。

これは役所としてはそのように努力しますしと言いがたいから、この分は答弁を先取りして時間を省きますけれども、私が言いたいのは、全国にこういうものを十カ所つくっても例えば相当大きなブロックに一つですよ。そうすると、百三十五のCATV局が、全部できても全国に十ぐらいしかないところに一泊二日しか出かけていって番組をつくったり打ち上げたりということをやるとするのは極めて現実的ではないのじゃないか。だから、気持ちをはかるけれども、本当の利用度はないのじゃないか。それと、空中波でも、東京キー局は別にして地方の放送局では随分空き室があるのですね。だったらそれぞれのところがそういうところを利用するということが現実的なのじゃないか。

もう一つ、これも時間の問題があるから急いで申し上げるが、例えば車載局というような移動可能なものをつくった方が金の使い方や効用性からいって利用度が高いのじゃないか、極めて技術的、現実的なこういう問題があると思えますね。これはいかがですか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。昨年八月以降丹念に予算編成の準備をしたわけですが、その過程で全国の相当の地域からこの施設

策に対してぜひ実現してほしいという要望がございまして、そういったことを踏まえて、利用者は十分というふうに進んでおります。

それから、ただいま御指摘のありました車載局の活用とかそういうものにつきましましては、これから検討課題の一つとして研究させていただきたいと思っております。

○上田(哲)委員 車載局だけでも一つ御質問しておきましょう。車載局、やりますか。この予算の中であれもやるこれもやるはできないのです。そうすると、そういうやり方の方に重点を置かなければ、実際にはセンターというものを全国に十つくらいつくって、移動可能で、パラポラアンテナなど必要な機材を積んで通信衛星に向けて打ち上げる、そういうものをつくっていくというのが方向性としては非常に正しいのじゃないかなというふうに思うので、重ねてもう一言伺います。

○小野沢政府委員 お答え申し上げますが、今度の本事業で車載局も整備し得るということで、予算編成の過程で整理しておりますが、詳細につきましましてはこれからさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○上田(哲)委員 さっき申し上げたように、総論は賛成ですから、その辺は鋭意努力をしていただくということでいいのでありますが、さて根本的な問題に入って、CATVは今後いかにあるべきかということを考えて、今回の予算幅なんというものは非常に小さいけれども、将来像に結びつく考え方を持っていたいただきたいから、その基本のところを少し議論させていただきたいのであります。

さっき大変大きな数字も御答弁になりましたけれども、例えば受信者数というのは、NHKの受信者数を分母にしてみると二〇％に達しているとか、あるいは五万局CATV局があるというようないろんな御答弁があるので、それは大変大きな数字なんです。実際には、難視聴解消のためにつくったような、例えばNHKにたしか一万くらいありま

すね、そういうものは関係ないというのか、このジャンルには含まれないわけだから、そうすると二十一チャンネル、百三十五局、四十万ということだと、揺籃期という言葉はこれでいいんですけれども、このままほっといたら実質的にこれは採算がとれないというのか、経営が苦しいというのか、なかなか発展したいところにならずぶつかると思うのです。その経営状況はどうなっていますか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたスペース・ケーブルネットワークが開始されてから有線テレビジョン放送が急速に普及してあるわけでございまして、スペース・ケーブルネットワーク推進懇談会の報告書によりまして、二十一世紀当初では、スペース・ケーブルネットワーク対応型のCATVの普及は全国で一千万世帯を超え、普及率が、NHKの受信契約世帯数に対する有線テレビジョン放送加入者数も四〇％に達するものというふうに期待されておるわけでございます。

○上田(哲)委員 局長、そういうのはいいんだ、それはもうさつき済んでいるから。私が聞きたいのは、もう絞って、CATVは四十万世帯を対象にして百三十五社がやっているわけだ。で、二十一チャンネルでやっているわけだ。そのサブライヤーがあつて、CATV局がこれだけあつて、四十万世帯が有料だということになると、全体の経営状態が苦しいのじゃないか。これは調査をお願いしてあるのだから、もう出ているはずだ。その先の部分じゃないかと、内容をびしりと答えてもらわなければいけない。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

有線テレビジョン放送施設の運用状況、それから業務運営状況報告書によりますと、平成二年度末で、営利を目的とした有線テレビジョン放送事業者百三十五社の総収益は三百二十二億円でございまして、これは対前年度比の四八・四％の増加に相当いたします。それから総費用ですが、四百六十三億円ということで、対前年度比六二・五％の

増加でございます、その損失は百四十一億円というところで、対前年度比四九・八%の増加になっております。これを個々の社について見ますと、営利を目的とした有線テレビジョン放送事業者百三十五社のうち、平成二年度末に単年度黒字となっている社は四十五社でございます、これは前年度は三十八社でございます。

そこで、これらを前年度に對比して見ますと、単年度黒字となる社が増加する一方で、新規の有線テレビジョン放送事業者による損失の増大等により、営利を目的とした有線テレビジョン放送事業者全体の損失幅は増大している状況にございます。このように有線テレビジョン放送事業者の経営状況は苦しいという状況にございます。

○上田(哲)委員 苦しいわけですね。これは今のところ成り立たないのですよ。ですから、百三十五社で損失は百四十一億、確かに黒字になっているところも少しはあるけれどもというのが実態であつて、しかもその赤字幅が増大しておるといふのが数字なんです。CATVといふのは、装置産業という言葉で言われるように、例えばケーブルの施設に大変お金がかかる。その資金回収も非常に難しいというようなことがありますが、経営状態が好転するというのは本来的になかなか難しい要素があるわけです。営利を目的とする云々という言葉が今ありました。営利を目的とすると言えどそういう感じもするけれども、これは有料テレビなんだ。無料でコマースシャルでやりなさいというのじゃなくて、料金を取っておやりなさいという趣旨で出されているわけだから、これは有料テレビと言ふべきであつて、営利を目的とするという方になるの大変金もうけのためにやっているというニュアンスがありますけれども、それはちよつと気の毒な感じがする。だから、コマースシャルではないんですよ。まあ、コマースシャルも入るでしょうが、料金を取っておやりなさい、料金を余り高くしないためにコマースシャルもお使いなさいという趣旨だと読み取るべきですね。そうだとすると、それではなかなか

かやつていけないという状態であり、それで育成するんだというのだとすると、そこをどうするかという問題がもう少しシビアにとらえられていかなくやらないかと思うのです。例えばそういう中でCATV連盟とか番組協議会といふのはどういふふうにかその辺を感じているかといふのを——まだとてない、じゃそれは後で。困るな、もうちよつとちやんとつておいてもらいたいんだが、どうもお役所仕事で、そういう部分のところまで行つてない感じがいたします。

そちらの方でまとめられたものをかき見ると、有線テレビジョン放送事業者の経営状況は苦しいので、既存の支援措置と云々、あわせて有線テレビジョン放送事業者に対して一層の支援を行つていくことが必要であると書いてありますが、これは今言わなかったですね。言わなかったのは何かほかに意図があるかどうか知りませんけれども、育成といふのはこういうことでしょうか。そうですね。——うなづいておられるから時間を省いて先にいきますが、とするとどうするかという問題が幾つかなければならないんですよ。

二つ三つ、これも時間の関係で取り上げておきますけれども、さつき申し上げたように、装置産業といふことになるものだから、例えばケーブル施設についても、これが一番大変なんだから、そうするとそのケーブル施設についても行政手続が郵政省、建設省、国土庁にまたがっているんですね。これは大変なことなんです。こういうものを行政の側で努力ができるものとして何か改善の策はありますか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

一つの制度の実施に当たりまして、いろいろな省庁との関係調整が必要でございますが、今までの実態を踏まえましてさらに緊密な連絡をとつて円滑な手続が進行するように努力したいと思ひます。

○上田(哲)委員 ちよつと大臣にも一言聞いておかないと先に進まないな。細かいことは別として、育成というんだから、

そうすると、今言つたような、多分ああいうように言つておいて後やらないだろうという答弁じゃなくて、例えば行政、郵政省、建設省、国土庁にまたがるようなそうした問題を解消していく努力がなければならぬだろうと思ふのですが、いかがですか。

○渡辺(秀)国務大臣 先ほどから先生の御指摘をお聞きいたしておりまして、確かに事務的に答弁しますとああいうことになってしまひますが、現実、そのCATVの苦境といひますか苦しい環境といふものは、やはり認可を与えている役所からしますとそのまま放置してはならない。これは政治としては当然そういう考え方ですから取り組んでいかなきゃならないと思つております。

同時に、認可をするまでの期間であるとかあるいはまたいろいろな段階に長期間時間を要することによつて経費は——放送しなかつたらお金は入らないわけでございますから、早く放送事業を開始させる、それによつて収支の関係をとれるような、少なくとも今御指摘された各省庁との調整ぐらひは、政府間のことでありますから、これは今までもよくもつともつと短縮をして、事業者が早く事業開始ができる環境を整える、これは当然郵政省として責任を持つてやつていかなきゃならない業務である、責任である、こう思つております。

○上田(哲)委員 そこで、例えばもう一つ二つ。通信衛星のトランスポンダーは物すごく高いのですね。このトランスポンダーの高さといふのはどのぐらひ高いと思つていますか。

○小野沢政府委員 トランスポンダー年間約五億円でございす。

○上田(哲)委員 約五億円と言ふけれども、一年契約の数字を調べてみますと、一本で三億円から六億円なんです。真ん中をとれば五億円という言い方になるかもしれないけれども、そんな言い方な言ひ方ではだめですよ。なぜそんな三億円、六億円という差が出ると思ひますか。

○小野沢政府委員 通信サービスの違いがございすので、まとめて約五億円と申し上げたわけ

でございます。

○上田(哲)委員 わかつてないんだ、これは。もうちよつと勉強しなければ困る。三億円と六億円といふのがあるんですよ。どこが違うかといふと、故障のときのバックアップが保証されているかどうかといふことなんです。それが入つていなければ三億円なんだが、それが入ると六億円までいくんです。倍になつちゃうんですよ。わかりますか。

○小野沢政府委員 御指摘により、この点について認識を深めたわけでございす。

○上田(哲)委員 そこで問題なのは、このCS放送にはバックアップのところ保証されていないといふことになつてゐるんです。だから、三億円、六億円あるけれども、CS放送といふことになると六億円の方にしなきゃならなくなるんです。そこが問題なんです。問題といふか、この三億円と六億円のところはCS放送であるからには仕方がないのです。仕方がないんだが、私が言いたいののは、三億円、六億円そのものがどうかといふと、これはアメリカの大体三倍から四倍の金なんです。どうして日本の場合のトランスポンダーがアメリカの三倍から四倍になるのですか。そこなんです、聞きたいのは、先の話はいいですから。

○小野沢政府委員 詳しく存じませんが、それぞれの国の事情が、アメリカならアメリカ、日本なら日本であるのかといふふうにかえておりました、後ほど研究いたします。

○上田(哲)委員 まあいいです。勉強してください。せめてこれを半分ぐらひにするといふようなことにならないと、これは大変なんです。この仕事といふのはそういうところが講じられていかないとだめだといふ一例を挙げたわけでありまして、ぜひ御勉強になつて、アメリカの三倍、四倍なんといふことじやないような方法といふのをぜひ考え出していただきたい。

もう一つ言ひます。さつきちやつと大臣も言われたけれども、さて、申請して、許可と届け

出があるんだけれども、許可がないと正式のCATV局にならないが、これについての手続の煩雑さというのは無類なんですね。大体三十センチから五十センチの幅の書類を出さないとだめだというのが普通の言い方になっているんです。詳しく調べてもらったので、私の方からそういうところを申し上げた方がいいと思うのだけれども、会社を設立してから許可が得られるまでに要した年月は、一九九一年に許可した三十六社のうち一番多かったのは八年二月、これは特別な例でしょうが、最低五カ月というのがある。平均というのはいくつか、大体二年一カ月という数字。それから直近の、二月中にどんどん来ていますから、二月中に許可した六社のうち最高は二年三月月というふうなことになるように思います。これはそちらで調べてもらった数字でありますから、私はこのとおり受け取るということになるんですが、これはやはりかなり過ぎじゃないか。書類の多さというものは、必要だと言われればそれまでですけども、ケーブルが入るものだからケーブルの線を引く張る図面の問題とか、やむを得ない部分もあるが、大変なんですね。だから全部けしからぬと言つてもいいじゃないか、こうした手続といましようか、そういう問題を簡素化、効率化する努力というのが考えられないといけないんじゃないか、こんなふうに思います。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。
着任しまして、設置許可に至るまでの期間を短縮しようということで努力いたしまして、先ほど御指摘がありましたけれども、この一年間は平均二年一カ月かかったのが一年足らずということ、今実績を上げております。

○上田(哲)委員 これはもうぜひもうしてもうなければなりません。
そこで、日本のCATVというものがこれから育成されなければならないということ、そういう行政面の問題よりも文化面の問題として私はぜひ議論をしてほしい、今その時期にきたのじゃないかというのが私の今問題意識、きょう質問の趣旨なんです。それがいいというわけではないが、アメリカの例というのが一つ参考になるわけですね。御案内のように、アメリカは実にこのCATVの普及率は六〇％なんです。三大ネットワーク

を展開から考えても、こういう問題をどういうふうな文化論的に考えていくのかということがなければならぬと思うのです。こういう議論はちゃんとやっていますか。あつたらひとつ抱負給えんことをさせていただきます。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。
着任しまして、設置許可に至るまでの期間を短縮しようということで努力いたしまして、先ほど御指摘がありましたけれども、この一年間は平均二年一カ月かかったのが一年足らずということ、今実績を上げております。

○上田(哲)委員 これはもうぜひもうしてもうなければなりません。
そこで、日本のCATVというものがこれから育成されなければならないということ、そういう行政面の問題よりも文化面の問題として私はぜひ議論をしてほしい、今その時期にきたのじゃないかというのが私の今問題意識、きょう質問の趣旨なんです。それがいいというわけではないが、アメリカの例というのが一つ参考になるわけですね。御案内のように、アメリカは実にこのCATVの普及率は六〇％なんです。三大ネットワーク

を脅かしておるわけでありまして。過般、湾岸戦争なんかで大変な名を上げたCNNなんというのはそういうものでありまして、アメリカの場合はCATV局が一万七千四百局である。日本は百三十五である。それから日本は二十一チャンネルでありまして、アメリカは七十チャンネルである。日本は四十万世帯であるが、アメリカは五十六万世帯である。日本の全世帯数より多いわけですね。普及率が、アメリカが六〇％以上と今申し上げた。日本はその数字でいくと一・五％ぐらいということになっていくのかな。アメリカが手本であつていいなあとこういうことを言っているのじゃありませんよ、アメリカは国土も非常に大きいし、発生の経過からいってつたつたつたから始まったということもありまして、CATVがおくれているのは文化のおくれだなんということを決して言っているわけではない。そういう意味ではありまけんけれども、議論すべきポイントとして言えば、CATVの特殊性である専門放送、そして地域放送、そして双方方向性放送、それが文化生産としての主体性を強化するといえますか、一方にある空中波放送というものが、普通のテレビが、今一種の限界値に立っているという議論もあります。余り新しいものを開発できないとか、番組の内容についてのいろいろな批判とか、いろいろなことがあつて、これもチャンネルに依りて制作能力がどうしても追いつかないとか、いろいろなことがあるわけですけども、一方にそういうものがあるのあれば、当然今申し上げたCATVの活用というのが、空中波テレビというものが一方性、巨大量というところで論議される限りにおいては、それを補完するあるいはそれ以上に独立、独自の文化領域を持つという点などから注目されてもいいのだという面でもアメリカの例なんかは考えられていい。日本でも、例えば長野県の諏訪なんかでは水道料金の検針をこれがやるとか、数は少ないけれども双方方向性というのでも出ています。ですから特に、これは後で言いますけれども、二月二十七日のスーパーバードBの打ち上げ以降の新

○小野沢政府委員 何年か前にたしか出た調査統計資料によりますと、二十一世紀初頭に四〇％まで普及するのじゃないかという予測があるのですが、私の直観として、今このままの施策で推移すれば本当に大丈夫かなという気がしたもので、今有線テレビジョン放送をめぐるいろいろな施策を講じておまして、そういうことを全部実行して合せていけば四〇％も可能なというものが現在の私の直観でございます。

○上田(哲)委員 そうすると、四〇％になる方がいいということですか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。
その調査研究報告書でも、あらゆる点を踏まえ

て郵政省の關係の調査機関として、調査研究機能としてまとめ上げていただいたものですから、いろいろな点を踏まえて存じますので、四〇%というめどは二十一世紀初頭として妥当かなというふうな考えでおります。

○上田(哲)委員 これは非常に難しいところで、繰り返すようですが、アメリカ的なものが多いのかどうか、これもよくわからない。わからないが、まあ少なくとも、今これだけメディアが多様化、拡大してきている中で、その影響の大きさを考えると、受け放しになるようなものでない何かを考えると、側面からCATVというものをしつかり見直してみたいということにはなっていく。これがどうも行政マターでやったりあるいは営業マターでやったり、結局は巨大資本が入ってきたらうだけになってしまってもこれは困るわけだけれども、そういうところを注意しながら下からつくっていくといえますが、放送番組をみんながつくっていくみたいなことになっていくといいたくいうわけで、民族の創造性みたいな、文化創造性みたいなものに資するような方向というものをぜひ添え木してもらわなきゃならぬ。それが四〇%でいいのかどうか、足りるとか多過ぎるとか足りないとかいいうのではないですよ。これは、今から線を引くってどうだということには確かに言にくい話ではあるのです。

きのうあたり、この質問をするものですから、郵政省のそういう関係の人が来て、うんと長いこと私の部屋で討論会をやりましたけれども、やはり議論が足りぬな、もっと議論しなきゃだめじゃないかというところが大体落ちついたところなので、だからきょうはこの辺でとどめておきますが、行政からどうしようなんということじゃなくて、それも国の仕事の重要な任務であるというお手伝いをぜひやってもらうようにお願いしたいということにしておきます。

もう一つ、BSは放送であってCSは通信である、言葉がちよっと実態に合なくなっちゃっている。ことしの四月ないし七月から六チャンネル

がCS放送ということになる。それはそれで一つの段階になるのですが、集中排除という立場で、新聞、放送ではないところというようにすることで六チャンネルを設定されましたね。それに対して、新聞協会、民放連から「聴聞準備書面」、これが六月十一日に出ていますね。ここで集中排除というのは当たらないじゃないかみたいなことが言われております。これは難しいところで、一つには、やはりどこかのマスメディアが一切のものを握ってしまふ、これはNHKの問題も含めてくるのだけれども、そんなふうなメディアを独占していいのかという問題もあるが、同時にまた、実際にそういうノウハウを持つていたり資本能力があるところではないと今経営が順調にいくとはいえないところではなかなかできないのじゃないかというふうな議論もあるとか、これは私もよくわかりません。わかりませんが、今後の方向として、とりあえずスーパードB以降のあり方としてどのようにつけかから発展させていかれるのかという見解を伺っておきたいと思ひます。

○小野沢政府委員 先般行いました認定は、従来の決定されてきた原則に基づいて認定したわけでございまして、時代の趨勢の変化に伴ひましていろいろな状況も変化してきていると思ひますし、いろいろな各界の御意見もあつた。

そこで、CS放送のメディア特性等を考慮した場合に、CS放送に関するこの原則の具体的な運用のあり方につきまして、現在、通信衛星を利用する放送の普及の在り方に関する研究会で調査研究を深めておきまして、近く一定の結論が得られる予定でございしますので、そういった結果を踏まえまして、また、各界の御意見等も踏まえまして、検討を行いたい、こういうふうな考えでおります。

○上田(哲)委員 この問題は、大ざっぱに整理すると、チャンネルの追加ということと集中排除ということと二つあるわけですね。これをもうちょっと整理して説明できますか。

○小野沢政府委員 集中排除の原則は、電波の希

少性とか、そういったことが一つの根拠といひますか考え方の基本になっておると思ひますが、BS放送、CS放送、そういったことで多メディア・多チャンネル化してまいりますから、そういったことも考慮の要素に入れながら、また、ソフトの充実だとか、そういったいろいろな点が今調査研究されておりますので、そういったことを総合的に踏まえて結論を出してまいりたい、こういうふうに考えます。

○上田(哲)委員 難しいので私も今結論を持たないで、したがってお伺ひしているのですが、研究会と言われるけれども、これは別に審議会ではないから、答申があつて縛られるわけじゃないので、やっぱり郵政省がどう考えるかということとは少なくとも並行していなければならぬ。

繰り返すようですが、チャンネルの問題と集中排除の問題というのは別なものである、もう一歩突っ込んでいくとすると、チャンネル追加ということはあり得るだろう、しかしそれでも集中排除の原則は貫く、こういうことをおっしゃっているわけですか。

○小野沢政府委員 筋論から言ひまして、チャンネルがCS等によつてどう増加していくかということと集中排除の原則がどうあるべきかということと等勘案して考えなければいけない面がございしますが、いずれにいたしましても、今そういったことを全部踏まえまして、調査研究が最後の段階になつてまいりましてそういったものを踏まえ、また、各界の御意見とか、いろいろな学会の先生方のいろいろな調査研究結果とか、そういったものを踏まえまして、そう遠からず放送行政局としても結論を固めていきたい、こういうふうに考えております。

○上田(哲)委員 これは放送局の開設の根本的基準第九条なんですね。これは昭和二十五年の省令なんです。これは電波による放送の周波数が非常に少なかった時代の考え方ですから、依然として守るべきものもあるだろうし考えなければならぬものもあるだろう。その辺のところはひとつ慎重に議論をしてください。それ以上のことは申し上げないというか、今は次の議論にしておきたいと思ひます。

それは、時間がありませんので、今までのところをまとめて、現状から将来の、特に放送メディア文化論としてCATVのあり方というものをどう考えるか、大臣から承つておきたいと思ひます。

○渡辺(秀)国務大臣 先生の方がはるかにたくさんな知識経験もお持ちでありまして、私の方が申し上げることが果たして今御質問の趣旨に答えられるかどうかどうもわかりませんが、しかし、少なくとも昨今非常に急激に多メディア・多チャンネルの時代に入つてきている、こういう国民の情報ニーズの高度化に伴つて、今ほどお話しございました衛星放送とかハイビジョン放送とか多チャンネルCATVなどの多彩な放送ニューメディアが出てきているわけで、これから各メディア間の競争が一層加速するということを想定する中で、今回の法案、それぞれひとつ御審議をいただいで、おっしゃられるような趣旨に沿うべく努力をいたしてまいりたいと思つておるわけですが、さまざまな放送メディアを全国的サービス、地域サービスあるいは総合放送、専門放送、御案内の高画質化や高音質化などの面で、その特性を生かしながらであります。私は、視聴者の極めて多様なニーズにこたえた放送ソフト、番組ですね、こちの方の充実もこれから図られていきます。ことには、いわゆるそのニーズにこたえることはできない、あるいはまた多チャンネル化の時代に各局がそれぞれ対応できない、あるいはまたある意味では共存できないというような面も考えてみて、その調和ある発展、発達、普及ということが大切だと思ひます。

大変釈迦に説法であります。総合的な政策をこれから進めてまいりたいと思つておりますが、あくまでも、放送を国民の豊かな日常生活に役立てていくべく、高度情報社会に備えた大切なこの多メディア・多チャンネル時代というものに

すべく全力を注いでまいりたいというのが、非常に大ざっぱな言い方ではありますが、いまの考えでございます。

○上田哲委員 時間が迫っておりますので、BS3号のことを伺いたいと思います。

今度NHKは、新年度、補完衛星を初年度五十億で打ち上げるという御計画であります。この議論は後に譲るとして、今飛んでおりますBS3号ですね。私がお伺いしたいポイントは、これは大変なお金がかかる放送衛星。この放送衛星に保険を掛けるわけですね。それで、保険を掛ける、まあ素朴に言うと、この前ぼんぼん落ちたからそんな大きな額をの保険会社がちゃんと引き受けてくれるんだろかというふうに思います。一般的な。これは、国際的なネットもあるし、ちゃんと保険会社の方はそういうことをやるのだそうでありまして、事NHKが今度の補完衛星も全額NHKでやるんだということになると、これはその関心が一層深まらなければならぬという立場で、補完衛星の方は後でやりますけれども、きょうは、今やっている三号の方で実態をひとつ教えていただきたい。

簡単に申し上げると、この三号は、aが一九九〇年八月二十八日に打ち上げられる、bは九一年八月二十五日に打ち上げられる、ほぼ一年の差ですね。これはこういうテクニクの問題でありますから。それで、これには保険が三つあって、打ち上げ前の保険と打ち上げ保険と飛んでいる間の寿命保険、こういうふうになっていて、調べてみますと、三号の場合、aは打ち上げ前保険と寿命保険、それからbは寿命保険だけを掛けておられる。普通に考えれば、全部掛けてない大丈夫かなという考えを持つわけですが、そこは保険料と、それからまあ安全度というのかな、そういう問題でいろいろ考えて、なるべく金をかけないようにはやろうというの、これは相当な努力だと思えます。

言うまでもありませんけれども、この保険料というのは全額受償料でやるんだということを、念

のためですが確認しておきますが、そこはよろしいですか。一言でいいです、時間がないので。

○中野参考人 お答え申し上げます。

BS3aと3bについて打ち上げ保険は掛けておりません。これは、財政的な理由ということ、それから、ロケットの信頼性というような問題を総合的に考えまして掛けませんでした。(上田哲委員)受信料から出る金かと聞いていると(呼ぶ)受信料で負担をしているということでございます。

○上田哲委員 そこで、このaとbというのは、東経百十度の赤道上空三万六千キロのところ、二度の差ですと飛んでいるという、これは大変な精度を持った衛星なわけです。受信料でやるというので、受信者の立場からぜひ信頼したいものだからお伺いするのでありますが、まあ素人考えかもしれないが、aの方が打ち上げ前保険を掛けていて、それからbの方は打ち上げ前保険も省略した、これは、aが現用でありbが予備であるということからして多分そういう配慮だと思うのです。

時間の関係がありますから絞って伺いますが、伺いたいことは、このaが打ち上げられたのが九〇年八月二十八日だ、それから、bが打ち上げられたのがその次の年の九一年八月二十五日だ、それで、双方に掛かっている寿命保険、これは九一年の十月二十四日から一年間だ、こういうことなすね。そうするとaもbも、aに関しては打ち上げられてから一年二カ月たつて保険が掛かる、bの方は二カ月たつてから保険が掛かるということになる、この間に落ちちゃったら大変なことになる。これはNHKだけではありませぬけれども、総額七百二十億円かかっているわけですから、そういう立場からするとこれはもう大変なことになります。落ちなくても、aに関しては保険金額が八十三億四千万円、保険料率二・五%で、保険期間中の保険金額の低減を考慮して保険料一億九千万円、bは当初の保険金額百三十九億五千万円、保険料率二%で、同様に保険期間中の保険

金額の低減を考慮して保険料二億五千八百万円、これはもう払わざるを得ないわけですから、受信料からもこれだけの金が出ていくということになると、NHKとしては、むだな金を使わないために、リスクというのではないだろうが、その一年二カ月というのは大丈夫だというふうに考えられたと私は信頼をするのです。とすると、伺いたいのは、これは相当大変な計算があるだろう。これはもう素朴に伺うのだけれども、そういう計算というのはどういふものなのか。非常に素朴な質問だから素朴な答えになつちやうかもしれないが、一年二カ月も保険なしに上を回っていて大丈夫だったのか、それはどういう計算になるとそういうことになるのか。保険料との関係ということになるうと思ひますけれども、そこを説明していただきたいと思います。

それから、3aについて若干空白があるではないか、こういう御指摘でございますけれども、この3aについては、これまでの2a、2bの引き取り時のふくあいの発生がございましたので、そういう状況を勘案いたしました。これはまたさらに、引き取り五カ月後には3Hが打ち上がるというところもございまして、それから、大変財政的な問題もございまして、寿命保険はもう断念したという状況でございます。

○中野参考人 お答えいたします。

断念という言葉がありましたから、できるなら掛けておきたかったけれども、経費の節約の上でそこは思い切った、こういうことですね。そういうことですね。——いやいや、もう時間がないんだから、そこを、細かいこういう計算だつたというところを後で出してください。いいですね。——いや、時間がないから答弁はいいです。いいですね。

まず基本的には、NHK、私どもとしては、衛星放送の安定的、継続的な受信のために軌道上に完全な二機を待機させる、これはもうぜひ必要である、こういう考えでいるわけでございます。したがって、二機体制確立のために、BS3aの打ち上げのとき、これは2bだけが機能しておりました、その打ち上げのときに、BS3Hの打ち上げをぜひお願いしたいということでしたわけでございます。それから、BS3bを打ち上げるときも、同様に、新たに補完衛星の打ち上げが必要であるというふうに考えておりました。これは、その直前に3Hが失敗いたしましたもので、そういうことがございました。したがって、NHKとしては、総合的な判断によりまして、財政状況あるいはロケットの信頼性の問題等もあわせまして、そのかなり多額に上る打ち上げの保険料については断念をしたということでございます。

それじゃ出していたことを約束しまして、最後一つ残っていたのですが、CATV連盟とか協議会のあれはありましたか。——ない。なければ、これも時間が切れましたから、時間を守つて、この二つ、宿題にいたします。ぜひ後で文書なりで、NHKもそれから郵政側も二つの問題についてお答えいただきたいということです。よろしいですか。——はい。それじゃ、時間が切れましたから終わります。

○谷垣委員長 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 社会党の秋葉でございます。本日は、通信・放送機構の改正について実は一言感謝を申し上げて、その機構のこれからの仕事についてある程度実質のある質問ができたと思っております。実はけさの新聞を見て大変びっくりいたしました。現在、政治倫理の問題、政治腐敗の問題、非常に残念でございますけれども、政治改革以前の問題ですけれども、こういった政治の世

界における疑惑、腐敗が非常に大きな問題になっております。やはり私もこの場で郵政大臣に何点かこの件に関して伺いをしなくてはならない、そういう責任を感じておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

ただ一方に、事実が全くないにもかかわらず一方的にでっち上げによって、そのことによつて空想的な責任をせられるというの私はフェアではないと思ひますので、事実を即したいと思ひますし、それから、私は郵政大臣の心の中まではわかりませんが、最初から悪いことをやろうと考へていたのだらうなどということは決して考へず、やはりあくまでも善意をもつて行動してきただけという前提でいろいろ伺ひをしたいと思います。この機会に事実関係等についてきちんとした説明をしていただければ、それによつて疑惑が晴れば、国民全体にとつてもそれは非常に喜ばしいことなわけですから、そういう趣旨でお願いしたいと思ひます。

まず最初に、二月二十日、これは予算委員会だと思ひますが、同僚の小岩井議員が大臣に質問しております。その内容ですと、例えばリクルート社から新たな問題が出てきた場合どうするかというのを小岩井議員が聞いています。それに對する答へとして、出てきたときは「相応に對應いたします。」とお答へになつてゐる。今回、きょうの朝日新聞の報道によりますと、二百万円新たな献金が、献金といひますか新たなお金が浮上してきた。これを合算すると未公開株以外全体で一千万円になるということが報じられておりますけれども、まずこれが事実であるのかどうか。少なくともこういう問題が出てきたわけですから、仮に事実ではないにしてもこういう報道が出るということ、その相応の対応というのは現時点ではどういふことを考へておられるのか伺ひたいと思ひます。

○渡辺(秀)國務大臣 大変どうも、私の不徳から一連の報道がございまして、先般来、当委員会におきましても重ねておわびを申し上げ、そして私

の考へ方を御披露申し上げてきたところでございす。これは先生からも御了察をいただいでいると思うのでありますが、今の御質問、けさのその新聞報道でございすけれども、私も調べてみましたけれども、実際に、実は私の方はその事実がございません。いろいろと言われまして、私の方も先生のおっしゃる通りに調べてみようと思つて調べた。手を尽くしてみても、これ以上は調べようがないのでございまして、事実確認、事実だけは無いということをご理解いただきたいと思ひます。

○秋葉委員 そういたしますと、この朝日新聞それから週刊文春、両方出ているわけですから、事実無根ということだと、やはりそれなり例えれば法的措置をおとりになるおつもりですか、名譽棄損あるいは少なくとも謝罪広告を出せという請求ぐらひはなさるおつもりなんですか。

○渡辺(秀)國務大臣 先生、私、予算委員会でも申し上げてきたのです。これは本当に私と秘書との感情の行き違ひからこういう問題が出発いたしました。私も先般自分の眞情をこゝで吐露いたしましたけれども、実際もうすべてがこれは私の不徳でございまして、それは二十年、実際に学生時代から私のところにいた人間、肉親同様以上にやつてきた二人の關係がこういう感情の行き違ひになつたといふことは、これはもうすべて相手方を非難し、あるいはまた、報道された方たちに対して私が悔やみ事を言うことよりも、人間的に私もこゝは反省の時期だといふこと、本心に心の底からそう思つております。どうぞひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○秋葉委員 実は二百万円以外にも幾つか問題点があります。これは週刊文春の報道です。うわさとしてではありますけれども、「週刊文春」が渡辺郵政大臣の記事を掲載しなくなったのは、大臣が編集部に、記事差し止めを申し入れたからだ。というところが書かれております。実はこれは、郵政大臣としては、もしこれが事実であればゆゆしき問題だといふことはおわかりいただける

と思ひます。新聞だけがマスコミではありません、放送も非常に大事なマスコミの一部であります。しかもNHKに関しては、予算の承認をするといったような形で郵政大臣とマスコミとの間に力關係、歴然たる力關係があるわけですから、仮にこういふことが事実だとすれば、もうそれはそれだけで大臣としての資格がないといふふうには私は思ひます。この点について本心にそんなことがあつたかどうか、事実を確認したいと思ひます。

○渡辺(秀)國務大臣 大変ありがたい機会をいただきました。私は、雑誌社の名前が出ましたので申し上げますが、毛頭文春さんに何の遺憾も、また、今までの、過去いろいろないきさつもございせん。私、そういうわけですから、実はどなたも存じ上げないのです、文春の方。これは、本当に私の今の國務大臣としての立場でやつていい行為とやつて悪い行為、しかも今前段おっしゃられた問題も含めて、これは私はやはり今そういうことを報道されることがまず恥ずべきだといふ自分の考への中からは、しかもまた、そういう考へでありますだけに、まあ少なくとも文春さんに対して私がそういうような働きかけをしたといふような事実は全くないといふ確信を持つて申し上げることができます。

○秋葉委員 この問題は、今、個人の不徳の問題であるいはその個人の問題といふことで解釈をされていまして、私は、実はそれ以上の問題を抱えていると思ひます。すなわち、郵政大臣といふ公の立場で、立場があるわけですから、その点から考へますと、そもそも郵政大臣に対してこういつたうわさが流れるといふことは、これは郵政省全体の官僚の皆さん、あるいは郵政省といふ存在そのものが一つの疑惑の対象になる、あるいはこの報道が誤りであれば、誤った報道の対象になつてゐるといふことだと思ひます。その点を、現在郵政大臣として公の立場ではつきりとした態度を表明して、少なくともこの点については郵政省がきちんとしたことをやつてゐるのだといふこと

を、マスコミを通して、あるいは公の場で表明すべきだと私は思ひます。

例えば、私が考へておりますのは、郵政大臣として、憲法に保障されている表現の自由を守る、あるいはマスコミの報道の自由を守るという態度にいきさかも変わりはないし、その立場からいふことは一切していないという声明をお出しになつた上で、万が一そのようなことがどこかであり、発覚したら、それは郵政大臣としての公の立場で、例えば解任であるとか、あるいはそれ以上のことが必要かもしれない。そういう厳しい態度、責任を持つて郵政省の潔白さといふこと、そして表現の自由を守るといふその態度を表明すべきだと思ひますけれども、そういうことをおやりになるおつもりはありますか。

○渡辺(秀)國務大臣 大変示唆に富んだ御指導をいただきましたが、私は郵政省の名譽のためにどうすべきか、そして郵政職員三十万人、関連するNTT、NHK、KDD等を対象として三十万、合わせて六十万人の職員の皆さんに、どう私は自分のそういう問題や事実でないといふことを表明するかといふ問題は、これから研究をしてまいりたいと思ひますが、しかし先生にぜひ御理解いただきたいのは、私はどなたとも接触もしておりませんし、また、文春のどなたとも電話もいたしておりません。したがつて、まさにおっしゃいました表現の自由、報道の自由、それらが行われてゐる最大の――何といひますか、私どもが所管する役所の責任者として、私はそういう行為などは毛頭、みじんもやつてはいけなかつたと思ひました。しかもがゆえに、先ほど申し上げた、私自身がまず、相手を非難するよりも、自分が恥ずべきであり、自分の不徳を考へるべきだといふことが優先されるべきだといふことが今でも変わらなない心境でございまして、どうぞ御理解いただきたいと思ひます。

○秋葉委員 私の申し上げてゐるのは、今私としては別に裏情報をもつてゐるわけでも何でもありません。事実を確認してそういうことはあります

かとお聞きした以上、郵政大臣が言われることを私は全面的に信用しております。

そこで、ですからそういう事実がないということとを前提として私は質問しているのですが、それを私が問題点にしているのは、これは郵政大臣個人の問題ではないということです。つまり、郵政省が表現の自由をどのように解釈し、それに対して大臣以下郵政省がどのような態度をとっているかということ。表現の自由、報道の自由というものは非常に曲げられやすいということ、これまでおわかりだと思えます。こういった疑惑が出てくるたびに、改めて行政として我々は表現の自由を守るためにきちんとしたことをやっているのです、これからもその態度は堅持しますということ

を表明しなくてはならない。しかもその表明の仕方、ただ単に個人としてではなくて、公の立場で、それこそ大臣のいすをかけたコミットメントでなくてはならないということを私は申し上げているので、その覚悟がどうかということ、一言で結構です。

○渡辺(秀)国務大臣 覚悟はございますが、その方法については検討させていただきます。

○秋葉委員 それでは、検討をお約束いただきましたから、次に移りたいと思います。

裏口入学の疑惑というのをごさいます。これに

関して、裏口入学のあつせんをし、お金をその謝礼として受け取った事実があるのかどうかということとをまず確認したいと思えます。

○渡辺(秀)国務大臣 各委員会、予算委員会でもこの委員会でも申し上げましたが、まず、その事実はございませんと申すことを申し上げさせていただきます。そして入学に關しての相談にはあつせん。それから、相談に来られる人たちは全く第三者でなくて、私の後援者、支持者でございますので、私は親切に話も承りましたし、それから、いやしくもあつせんというふうなことの誤解を招かないように、私は絶えず、今の大学のシステム、そして入学というのは受験者本人の力ですよ、代議士に頼んだからといって入学できるなん

と思つたら大間違いだ、こゝも必ず私の面会者には口を添えて、もうこれは本当に何人たりとも私に会つた人は全部それは証言してくれると思ひます。それほど私は誤解を招かないようにやつてまいりました。しかし、こういうふうなことが報道されたことは、先ほど申し上げたように、私の至らないところでございませう。

○秋葉委員 予算委員会の質問に答えて、裏口入学のあつせんはしたことはないけれども、合否の発表以前にその合否を知らせるということはやつたという意味のことをお答えをなさっているわけですから、その合否を事前に知らせるということはおやりになつたわけですか。

○渡辺(秀)国務大臣 これは私がやつたというのではなくて、できるだけ早く合否を知りたいという親の気持ちがあるもので、それは、まあ秘書がと言つてはいけませんけれども、私はもう二月とか受験期というのは国会が一番忙しい時期ですから、とても私の手に余ることでもございませう、そうやつて進学相談の人に会うことすらなかなか時間とれません。お互いそういう時期だと思ふのです。ですから、結局秘書が、秘書が秘書になりまされども、できるだけ早く教えてあげたいために、まあお願いをしたというふうなことがあるいはあつたかも知れません。あるいはまた、その発表の日に田舎からわざわざということ、そんなことしなくてもいいじゃないかというけれども、見に行つて連絡をしてやる。言うならば後援者、支持者と私との関係ですから、そういう親切なことをやるのが当然だという、この考え方方で秘書がそういうことをやつてきたということも聞いております。

○秋葉委員 今の答えはちよつと常識的に考えて余り納得できないところがございませう。お答えが善意だとしても、まず秘書とそれから政治家との関係ですけれども、秘書が個人として、つまり政治家の名前なしに個人的に行動をとつて、例えば今おつしやつたようなことができるはずがありません。あるいはあるのかもしれないが、そう

であれば、そして仮に秘書がそれほど悪い人間であれば、別に政治家の秘書という立場ではなくて、自前で悪いことをやつて金もつけをすればいいわけですから、やはり政治家という名前があるから、それを利用することによつて具体的にそういう行動をとつたということになるわけですから、それに対してやはり政治家本人が責任をとる必要があると思ひます。

それから、親切に教えている、電報、合格発表をかわりに見てやるというの、それはそういうことがあるかも知れません。しかし、ほとんどの大学では最近電報を大学自身がします。あるいは、そういうことがなかった昔から、我々の学生のころから電報を打つて、例えば「サクラチル」あるいは「オメデトウ」といったような電報を打つ業者がいました。非常に安い値段で、それこそこの週刊誌に報道されているような金額を出さなくても、ほんの千円、二千元あるいは五百円というお金でそういうことをやつてくれる。ですから、そういうことを考えますと、今のお答えは常識的に考えて余り納得がいけない。恐らくそういった方にいろいろ親切なことをする、その事実があつたんだというふうな今のお答えからだと思ひます。

合否を事前に知らせるということ、それは可能かも知れませんが、やはりそれも日本の現在の受験制度、それを考えますと非常に大きなルール違反だと思ひます。特に、多くの受験生あるいは受験生の両親を考えた場合には、非常に大きなルール違反だ。しかも、郵政大臣はその場合に大学の当事者ではありませんから、当事者でない政治家がそのくらの力を振るうのであれば、では、郵政大臣が直接その長たる郵政省内においてはおつと親切なことをやつていらっしゃるとうい疑念が生じて当然だともいひます、恐らく常識的には庶民の感覚ではそういうことが行われているんだらうというふうな解釈して、その上でいろいろのことを考え始めるというふうには私は思ひます。そういうところが常識的あるいは庶民的

な感覚だということはおわかりただけです。○渡辺(秀)国務大臣 先生、ちよつと私の発言が誤解を招いたかも知れません。お許しください。

それは、私が事前に知らせるということは、先生にはもう釈迦に説法ですけれども、今こゝもまたにかく各大学というのは教授会がすべての判定の基準を持つて判定会議をやつております。ですから、判定会議を経なければ、これはとても知らせられるものじゃありません。したがつて、私の方が何かその判定会議の前に事前にキヤッチしてそして連絡するということなどは、あつたとは私は承知していません。したがつて、私が終始一貫申し上げてきたことは先生にも御理解、後援者、支持者と代議士との関係というの、御理解いただきたのでありますが、そこは本當にちよつと子供じみていて丁寧さだと言われればそれまでですけれども、実際に選挙区も離れておりますのでそういう行為をやつてきた。そして電話で即日すぐに連絡してやるというふうなことで、それは実際にやつてきたことですから、電報で頼めばいいじゃないか、こうおつしやいますけれども、そこはひとつ理解していただきた、こう思ふのです。あくまでも、言うならば入学のご相談を受けた、そのことの見返りで金品を要求したり、あるいはまた特別の、私が秘書に命じたり指示をしたりというふうなことは全くありません。これはぜひ御理解をいただきたと思ひます。

○秋葉委員 今の最後の私の質問にはお答えいただけませんでしたけれども、それは庶民の感覚というの、あるいはそういうもの、あるいは常識的に考えるとそういうことになるというのはおわかりただけだと思ひます。

それでもう一つ、その点はあれなんです、現在の政治倫理あるいは腐敗の問題について、私たち政治家がともかくこの問題、すべての国民から納得のいくような形で説得力を持つて我々が政界

な感覚だということはおわかりただけです。○渡辺(秀)国務大臣 先生、ちよつと私の発言が誤解を招いたかも知れません。お許しください。

それは、私が事前に知らせるということは、先生にはもう釈迦に説法ですけれども、今こゝもまたにかく各大学というのは教授会がすべての判定の基準を持つて判定会議をやつております。ですから、判定会議を経なければ、これはとても知らせられるものじゃありません。したがつて、私の方が何かその判定会議の前に事前にキヤッチしてそして連絡するということなどは、あつたとは私は承知していません。したがつて、私が終始一貫申し上げてきたことは先生にも御理解、後援者、支持者と代議士との関係というの、御理解いただきたのでありますが、そこは本當にちよつと子供じみていて丁寧さだと言われればそれまでですけれども、実際に選挙区も離れておりますのでそういう行為をやつてきた。そして電話で即日すぐに連絡してやるというふうなことで、それは実際にやつてきたことですから、電報で頼めばいいじゃないか、こうおつしやいますけれども、そこはひとつ理解していただきた、こう思ふのです。あくまでも、言うならば入学のご相談を受けた、そのことの見返りで金品を要求したり、あるいはまた特別の、私が秘書に命じたり指示をしたりというふうなことは全くありません。これはぜひ御理解をいただきたと思ひます。

○秋葉委員 今の最後の私の質問にはお答えいただけませんでしたけれども、それは庶民の感覚というの、あるいはそういうもの、あるいは常識的に考えるとそういうことになるというのはおわかりただけだと思ひます。

それでもう一つ、その点はあれなんです、現在の政治倫理あるいは腐敗の問題について、私たち政治家がともかくこの問題、すべての国民から納得のいくような形で説得力を持つて我々が政界

の浄化をしようとしている。それをわかつていた
だくためには、大事なことが幾つかありますけれ
ども、少なくとも金銭に関してはきちんとした記
録をとっておくこと、さらに、それを公表するこ
と、公表をした上で、最終的な判断は、もちろん
法律上の判断がありますけれども、それ以上の判
断、政治的な判断あるいは倫理的な判断、道義的
な判断というところも当然あるわけですが、最終
的にはそれは国民の判断にまかすということがあ
る意味で一つの原則ではないかと思えます。その点
については賛成していただけますでしょうか。

○渡辺(秀)国務大臣 基本的に私は先生の考え方
と今後の考え方に対して理解はできます。今後の
方向として、やはり政治家としてはそこまで考え
て、私生活とあるいは政治活動と一緒にするよう
なことのないように、あるいはまた支持者の御好
意だけにもう甘え続けたいというふうなこともあ
わせて大切なことだというふうに思っております。

○秋葉委員 今のお答えから逆に申し上げま
す、今のお答えの中で、それでは私が申し上げた
例えば金銭の授受についての正確な記録を実はと
っていないかったという点を第一点はお認めにな
るということだと思えます。それから第二点とし
ては、秘書を、私の不徳のいたすところというふ
うにさつきおっしゃいましたけれども、少くとも
下に、自分のもとで仕事をしている人間、その人
間の管理能力に関して非常に大きな問題があった
ということもお認めになりました。さらに、先ほ
どの発言の中で、これは郵政大臣個人の問題では
なくて、公の立場としての郵政大臣、つまり郵政
省を代表する公人としての責任があるということ
も御理解いただけたというふうに思えます。

その点を実はかなり損なっているというところ
も、表現の自由というところからお答えいただい
たわけですが、実は幾つかの、例えば記憶
違いということがおありになった。それから、こ
れは東京宝映テレビというのですか、そこから秘
書の派遣に関して税金の申告漏れがあった。それ

から郵政大臣の方では、リクルート株以外献金は
ないということがあったにもかかわらず、後に実
は献金のあったことが判明した。今回の場合に
も、先ほどは否定なさっていましたけれども、そうい
う過去の幾つかの過ちがあるということになる
と、実は今回のことも記憶違いである可能性、こ
れを全面的に否定するわけにもいかない。我々の
考えとしては、その前の例があるから今回の場合
も事によつたら記憶違いではないかというふうな
考えざるを得ないところもあるのですけれども、
それを全部私がこれを合致させますと、まず記録と
いうところ、あるいは公表というところ、その管
理能力が本当にあるのかどうかというところ、政
治全体に対しての信頼を著しく損なっているとい
うところ、どれ一つをとってもそうでなければ
も、この全体をとって考えてみますと、やはり政
治倫理の確立のために、あるいは郵政省の名譽の
ためにそれ相応の決定をされて、きちんとした公
人としての責任のとり方をなさるべきではないか
というふうに常識的には考えられるのですけれど
も、その点はいかがでしょうか。

○渡辺(秀)国務大臣 前段の金銭の明細はなかつ
たということをお認めはされたというところは、先
生、済みませんけれども、それは私、認めており
ません。これは予算委員会でも、政治資金規正法
に照らしてきちんとそれは報告されているという
ふうに申しております。したがって、その点
はひとつ私の方の答弁がもし誤解を招いたら御訂
正をお願いしたいというふうに思えます。

管理能力の問題はもう先生の御指摘のとおり
で、これは確かに管理能力という以前の問題とい
うふうに私は申し上げさせていただいてきたつも
りでございます。

三番目の政治責任、要するに今後どういうふう
にするんだ、こういうことで、責任の問題はどう
考えるか、こういうことだと思ふのであります
が、私も本当にこの問題に対応しながら、実際自
分でも情けない気持ち、あるいはまた非常に恥じ
入る気持ちで、二十一世紀に向けた郵政行政の非

常に大切な時期に、私のこういう不徳のいたす
ところから報道された、そしてまた皆さんに、父兄
の皆さんや、あるいは大学の皆さんや受験生や、
あるいはまた秘書と代議士との関係とか、先ほど
申し上げた郵政関係含めて六十万の皆さんにいろ
んな心配と御迷惑、御心労を煩わした。その点に
ついては私も政治家として、これは大きな試練と
いうか、あるいはまた今の問題点を克服しなが
ら、私は政治家として何とか政治活動の中でこの
補いをさせていただきたい、こうお願いをしてき
たところでございまして、今までもそのように、
実は郵政行政の中で微々たることでございませ
うが、対応して、努力をいたしてきたというつもり
でございまして、どうぞひとつ御理解をお願いいた
したいと思います。

○秋葉委員 最後に一言。私はあえてどういった
責任をとれということは申し上げませんでしたが
けれども、今郵政大臣の方から御自分の言葉では
きりと管理能力がない、それ以前の問題として、
要するに人間のあるべき姿として、人間関係をつ
くる上でも不徳のいたすところという表現をお使
いになりましたが、そういった管理能力以前の問
題においても非常に欠点があるということをご自
分の言葉でおっしゃったわけですから、郵政
省という非常に大きなお役所、そして全国の郵便
局員を含めると恐らく最大の、官庁としては一番
大きな方に入る郵政省の長、まさに管理の頂点に
ある郵政大臣が、私は管理能力がないということ
をおっしゃっている。それはまさに御自分でその
郵政大臣という仕事、これは名譽とかそういうた
ことではなくて一つの仕事として、プロフェッ
ショナルな仕事として不適合であるということをお
自分で言っているということにほかならないと思
います。私は郵政大臣に対して個人的な恨みつら
みがあつて申し上げているのではありませんけれ
ども、どのような大臣がそれを言われたとして
も、自分は管理能力がない、それを言われたら、
もうそれは、それでは大臣はやめてくださいとい
うことを国会議員として国民の名においてやはり

要求せざるを得ないと思えます。そのところの決
意をぜひ示していただきたい。

○渡辺(秀)国務大臣 どうも失礼しました。
私は、この問題を大きなエネルギーにして、そ
して貴重な体験といたしまして、秘書と代議士と
の管理、要するに事務所の管理という意味で私は
実は申し上げたわけがございまして、それはまあ
もちろん広義の意味もございまして、深く深く
反省をして、何とかこれからの政治活動でこの問
題について克服をしてまいりたい、補い尽くして
まいりたい、こう思っております。どうぞお願い
申し上げます。

○秋葉委員 最後に一言、秘書の管理能力がなけ
れば三十万の……(渡辺(秀)国務大臣「事務所
の」と呼ぶ)事務所のですね。ですから、そうい
う非常に小さなところでの管理能力がない人が非
常に大きな機構の管理能力があるかどうかとい
うところは、例えばアメリカの大統領選挙では常に
問題になることです。それが日本の政治だけは
違っているという理由は私は成り立たないと思
います。ですから、今の事務所の中におけるそう
いった能力がないということをお認めになった以
上、それはより大きな問題に対する管理能力があ
るということには私は論理的には主張することが不
可能だと思えます。とりあえず予算委員会の方で
要求大臣になつておられるようですので、次の質
問に移りますけれども、きょうは時間がありませ
んののでまた後刻もう少し事実をそろえた上で質問
を続ける権利を私は留保しておきたいと思いま
す。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
について、残りの時間で質問をしたいと思いま
す。

まず、この機構法の目的並びに名称を改めると
いうことでございけれども、これは実は私たちが過去
のこの委員会でも何度となく主張を繰り返してきた
ところでありまして。例えば百二十国会で電気通信
基盤充実臨時措置法の審議がありましたけれども、
も、その場でも申し上げましたし、あるいは衛星

放送受信機を購入する際の補助金といいますが、補助措置においてもそのことを申し上げました。あるいは特定通信・放送開発事業実施円滑化法、この時点でも申し上げてまいりました。つまり、法の精神とそれから実態とが非常に大きく変わってきてしまっている。精神だけではなくて、法がきちんと特定している事業内容と実態が変わって

いる。法とそれから現実との乖離を埋めることによって政治に対する有権者一人一人、国民全体の信頼を取り戻す、法律によって政治が動くんだという信頼感を取り戻す意味で非常に大事ではないかということをお考えになっていただければいいと思います。

○白井(本)政府委員 情報通信の分野にだけ限って見ても研究というのはいろいろな場で行われておりまして、一般の民間企業でももちろん行われておりますし、ただいまお話しに出ましたようなNTTあるいはNHKの研究所においてもいろいろな研究テーマに取り組んでおられることは御指摘のとおりでございます。それからまた、私どもの郵政省にも通信総合研究所というのがございますので、そちらの方でもかなり基礎的な研究を続けておるわけでございます。

ところで、今回機構に研究開発業務を本来の業務として加えたゆえには、そうした研究はあるわけですが、一口に申し上げますと、どちらかというと現在の体制の中ではなお若干欠けると言わざるを得ないような部分について、今回通信・放送衛星機構の業務として追加をさせていただくということにしたわけでございます。もちろん各研究機関の間で厳密な分野調整があるというような性格のものでございまして、やはり大学には大

学らしい、あるいは国の研究所には国の研究所らしい研究のテーマあるいは研究への取り組み方というのがあるわけでございまして、そうしたところのいわばすき間を埋めるような形で研究をしたいというのが、今回この機構で研究開発を行いたいということで法律を提案させていただいた理由でございます。

○秋葉委員 そんな消極的な理由でこういう研究

えらということにさしていただいているというのが今回の法律案の一口に申し上げた内容でございます。

○秋葉委員 結局、この機構の中で研究開発を行うというところでございまして、例えばNHK、NTT、ほかの組織の中にも研究所がございますし、郵政省の中にも研究所もございまして。そういった既存の研究所と仕事の役割分担といいますか、ただ上層を重ねるということになってしまつては意味がないわけですから、そのあたりはどういうふうにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○白井(本)政府委員 情報通信の分野にだけ限って見ても研究というのはいろいろな場で行われておりまして、一般の民間企業でももちろん行われておりますし、ただいまお話しに出ましたようなNTTあるいはNHKの研究所においてもいろいろな研究テーマに取り組んでおられることは御指摘のとおりでございます。それからまた、私どもの郵政省にも通信総合研究所というのがございますので、そちらの方でもかなり基礎的な研究を続けておるわけでございます。

ところで、今回機構に研究開発業務を本来の業務として加えたゆえには、そうした研究はあるわけですが、一口に申し上げますと、どちらかというと現在の体制の中ではなお若干欠けると言わざるを得ないような部分について、今回通信・放送衛星機構の業務として追加をさせていただくということにしたわけでございます。もちろん各研究機関の間で厳密な分野調整があるというような性格のものでございまして、やはり大学には大

学らしい、あるいは国の研究所には国の研究所らしい研究のテーマあるいは研究への取り組み方というのがあるわけでございまして、そうしたところのいわばすき間を埋めるような形で研究をしたいというのが、今回この機構で研究開発を行いたいということで法律を提案させていただいた理由でございます。

○秋葉委員 そんな消極的な理由でこういう研究

ということをやつていただいているのか、ちょっと今不安になってまいりました。いろいろな研究所がある、すき間がある、すき間を埋める。研究開発というのはすき間を埋めるためにやるものなんでしょうか。

○白井(本)政府委員 言葉が不適切でそのような御指摘をいただいたこと、私大変寂しいのであります。今法律案を提案させていただきまして、一番の目玉になりましたのは、実は昨年の六月に電気通信技術審議会の方で答申をいただきました。その答申を受けて今回のような法律の改正案を提案させていただいたわけですが、その昨年六月に出された電気通信技術審議会の答申の中でも、答申の文言をそのまま申し上げさせていたでございます。基礎研究をある実用的目標のもとで一層促進させるための、基礎研究から応用研究への橋渡しを行う研究開発の強化が必要である。ということ、そのような研究開発の強化のために、やはり同じ答申の中で、新たな体制の整備が必要だというような御指摘をいただいておりますので、そのようなことを今回の法律案の中身として具体的に盛り込んだところでござい

○秋葉委員 その、そうですね、橋渡しというの、よくわからないところがありますが、ただ、研究の分野それから研究者の数、そういったものがふえていく趨勢にあること、それから今後ともふやさないといけないところでは私は大筋では賛成です。あえて今のお答えに対して異を唱えませんが、後に時間がありません。この電気通信技術審議会答申についても、内容について幾つかお尋ねしたい点がござい

ところで、今回の法案の中に入っていないけれども、具体的な初めての事業として高度三次元画像情報の通信技術というテーマを取り上げる、そういうふうに向つております。まず、なぜこういう研究テーマを取り上げたのかということをお伺いしたいと思います。

法案と今のお答えと合わせますと、その研究テーマを選ぶに当たって、これは大枠の三つの基準があるように私は理解しております。一つは、通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与する先進的な研究開発であること、それが一つです。それから二つ目が、基礎研究から応用への橋渡しであること、それが二番目です。三番目が、民間では実施できないあるいは実施していない研究であること、そういうことだと思

います。それ以外にも、まだ研究分野というのには非常に多いわけですから、その多い研究分野の中でなぜ高度三次元画像情報の通信技術というものをテーマとして選び、五年間にわたって毎年一億三千万くらいだろうと思

いますけれども、その後では上がるのかもしれないが、その予算をつぎ込んで研究を行うことにしたのか、その決定の基準といたしまして、さらに目的を伺いたいと思

○白井(本)政府委員 ただいま先生がおっしゃいました基準として挙げられた三つの点は、まさに法律の文言からも出てくることではございますが、先生御指摘のように私どもとしては、法律を通していただき、予算が成立させていただいた場合には、平成四年度からまず三次元通信の研究開発を大きな研究テーマとして取り上げたいと考えております。

そのような結論に至った過程と申しますか、どうしてそうなったのかということをお聞かせいただけますと、ただいまの三つの基準にも関連するわけでありまして、一つは、研究の対象としてのテーマが技術として先端性を持つかどうかということがもちろんござ

います。この点につきましては、先ほど申し上げました技術審議会の答申でも実は大変多くのテーマが列記されておりますが、そのうちの二つであることは間違いないわけでありまして、これからの情報通信の技術に関してはかなり先端性を有するものである。それから、研究開発への取り組みについて、抽象的に申し上げますと、緊張性があるとか、できるだけ急いで取りかか

と、あるいはそういう取りかかる必要があるのにまだその取り組みが一般的に不足していると考えざるを得ないというようなこと、それやこれやを実は考えてこのような結論に至ったわけでありませう。

もちろんそういう結論を得る過程におきましては、実は予算の本来の原案をつくる昨年の夏の段階からいろいろの方の御意見も伺ったり、あるいはほかの研究機関でどういうテーマに取り組んでいるのか、あるいは現在全く取り組みられていないテーマなのかどうかというようなこともいろいろお話を伺ったりしました。それから、個々の企業ではなかなかそういうものについてすぐ実用化に向けて取り組みというようなこともちよつとやりにくいというようなこともいろいろのお話の中から伺うことができたので、そのような結果として三次元通信のテーマを取り上げようというふうには実は思った次第でございます。

○秋葉委員 幾つか問題があると思いますが、一つは、今なかなか企業ではやりにくい、ほかのところでもやっているかどうかかわからないというお話なんですけれども、実はこの電気通信技術審議会答申を見ても、この三次元の話が出てまいります。八十八ページの三次元画像の符号化、それから処理技術というところでは、これは直接通信ではありませぬけれども、これがなければ通信もできないわけですから。そのところで取り組みが出てきているのが、アメリカではMITのメディアラボ、それから日本ではATR、東大、NTT、メーカーというところがこれをやっている。そうすると、緊急性、企業でやりにくいといったところでもかなり問題が生じるのではないかと私は思うのですけれども、この点はいかがですか。

○白井(本)政府委員 実は、技術のことについて秋葉先生に申し上げるのは私非常に口はばつたような感じがして気が引けるわけでありまして、非常に俗っぽい言い方をさせていただきますと、通信というものももちろんトン・ツーに始まりまして、音声が伝わるようになったあるいは画像と

いうような二次元の通信が可能になるようになってきたというような経過をたどっておることは申し上げるまでもないわけでありまして、これからの通信がどういふような方向に向かつていくだろうという点については、やはり一つの大きな方向として三次元通信というものに通信の新しいメディアとしての方向というのがあるのではないかと、うのがどうも一般的な考え方のように私には思われるわけでございます。もちろん、そうした三次元通信というのが実際に実用に供せられるということになりますと、三次元の立体像というものが遠隔地にそのまま送れるということになりますので、それはそれで大変いろいろな分野での利便をもたらすということになると思ふわけでありまして、ただ、そこに至るまではかなりの段階を踏んでいかなければならないということのようでありまして、そういう研究にまずは取りかかるということについては、やはりかなり急いで取りかかる必要があるだろう。技術の開発についてはあえて申し上げますと、競い合ひといひますか競争というような場面も考えてみますと、一日も早くこうした次の世代の通信というテーマについても研究に取りかかる必要があるのではないかと、このような気持ちで私どもの中にあつたわけでございます。

○秋葉委員 今のお答え、私が申し上げた企業でやっていない、やらないものというふうにおっしゃつたけれども、実際、企業、ほかの研究所でやっているじゃないかということに対するお答えなわけですから。そういたしますと、結局、企業でやるかどうか、ほかのところでもやっているかどうかというの、一応帳簿上は格好がつかないから、そういうふうには言っているけれども、実際は、ほかのところでもやっているけれども、これはある意味で新しい技術だつたら早く参入しないとまずいから、ともかくそこに出て出て研究して負けないようにするというのが実際の研究目的であるというふうにも伺いました。時間がだんだんなくなつてきていますので、手短かにそういうふうに解釈してよろ

しいのでしようか。もしそうでなければ、今私が具体的に申し上げた研究所あるいはNTTは企業ですから、そういうところでやっている研究とどのようにならぬか。企業がやっているという条件は本当に生きています。生きていないのだったら、それは外して、もっと正直に研究開発の題目を決めるような基準を新たに設けられたい。そういつた点について伺いたいと思ひます。

○白井(本)政府委員 釈迦に説法でございますが、あえて申し上げますと、いわゆる立体画像の通信とか放送については幾つかの企業で研究もなされておりますし、あるいは場合によつては展示なども行われるというような計画があるやに聞いておりますが、ただ立体画像とかあるいは立体通信についてもいろいろの方法が考えられるようでありまして、私どもがホログラフィーを用いた立体通信というふうには申し上げておりますが、これはかなり立体画像あるいは立体通信という面では非常に進んだといひますか、あるいは究極の立体通信と言つてもいいかもしれないようなものであるやうであります。若干方式の違いがいろいろありまして、別の方式については幾つかの研究機関等で研究が行われているというやうなお話も伺つておるわけでありまして、私どもが研究のテーマとして取り上げようとするのは、方式がちよつと異なるというやうな点に聞いておるところでございます。

○秋葉委員 残念ながら、それではテーマの話になりません。テーマというのはいくつという分野の仕事をするかということ、そこで方式が違つたらそれは違つたテーマで、それで企業では扱つていないといふことにはならないと思ひます。今おっしゃっているのは、要するに方式が違つていても、最初からだめな方式やるわけじゃないわけですから、ほかのところでもやっているのに比べて少しでもいい、つまり競争力をつけるための研究をやるといふ答えにしか最終的にはとれないと思ひます。それではまず企業でやっていないといふところ

の意味が全くないと思ひます。

それからもう一つは、実はこれは最近の技術関係、特に日米関係において強調されてきたことですけれども、日本の基礎研究におけるコントリビューションが非常に少ない、貢献度が少ないといふことが言われてきております。日本は、日本株式会社という大きな組織の中で一体になって、政府がそもそも応用研究に金をつぎ込んで、そして企業がやっている研究にも補助を与えて、政府主導で新しい製品技術、製造技術というものを磨いた上で、欧米の基礎研究をそのまま、基礎研究のプールには一切貢献をせずにその成果の上に立つてうまい汁だけを吸つていけるという批判がございます。そのことについては十分御存じだと思ひます。そのことについては十分御存じだと思ひますけれども、今のお答えですと、つまりほかの企業でも同じようなことをやっているよ、方式が違ふよ、だけれど、郵政省ではわざわざ法律を改正して新しい研究を始めて、それは何かというとMITでやっている方式とは違ふ、日本独自の、そして競争力のあるもので、それを今度アメリカに売れば金がもうかるやうな技術をやっているよといふふうには、これは欧米からの批判の対象になるやうにはしかとれないのですけれども、その点についてはお考えになつておられるのでしょうか。

○白井(本)政府委員 どうも技術のことについて秋葉先生のおっしゃるのには何か反論するような形になつて、非常に申し上げにくいのでありますけれども、あえて申し上げますと、この機構で行おうとしております研究開発というものは、先ほど申し上げましたように、基礎から応用への橋渡しということであります。特に企業が行います、端的に申し上げますと製品化を前提とした開発というやうなところまでももちろんやるといふことではございませぬ、企業がそうした分野で、ある意味では実用研究をするところまでのつなぎを産学官が一緒になつてやりたいといふやうなことでありまして、ただいま先生がおっしゃいましたやうな形でのものを私どもとして考えておるわけではございませぬ。

○秋葉委員 その線引きのところが非常にあいまいなんですけれども、今おっしゃったところでは、やはりホログラムというのがあるわけですし、その高度化の一応基礎的な理論というのはもう既にかなりの部分あるわけです。ですから、それを実用するところに持ってくるというのは、いわゆる製品化するための努力の第一歩なわけですから、もうそれは、大きく分ければ要するに応用の方に入られてしまうところだと思えます。

ちょっと時間がありませんので、もう一つ、本質的な点だと私が考えている点について問題点を指摘したいと思うのですが、三次元画像というのが時代の趨勢、先端的な技術だというふうにおっしゃいましたけれども、そもそも三次元画像を何に使うというのを想定していらっしゃるわけですか。三次元画像に対する必要性というのが本当にあるものかどうか。私は、三次元画像というのはいわばおもちゃの範囲ではないかというふうに考えております。それは歴史的にいろいろなることを見てわかるのですけれども、なぜおもちゃを一つふやすためにこれだけの高額の金を使わなくてはいけないのか。これは必ずしも通信の分野に入りませんけれども、さまざまな分野で研究をなさなくてはならないことがたくさん残っています。

例えばこの答申の中でも、この通信・放送機構がすべきこととして、もう非常にたくさん研究項目がありますけれども、例えば、人工衛星の高精度姿勢位置決定技術、これがやはり重要な一つの分野としてここにリストされているわけです。やっているのはどうもアメリカらしいけれども、企業ではやっていない。例えばこういう問題を取り上げるのであれば、通信・放送機構としてはやはり最適の研究テーマではないか、少なくとも第一歩というところでは十分考えていい問題ではないかと思えます。

あるいはこれは全然違うところですけれども、高性能電波暗室というような技術がございます。

これも恐らく全く別種類ですけれども、こういった研究所でやっておかしくない。

あるいはもう一つ、これはもう少し社会的な問題になりますけれども、社会的共有記憶システムの実現というふうなものがございます。これも記憶の共有というところから、通信というところからかなり本質的に技術として入ってくる。

ともかくこの一冊を読んだだけでも、簡単に見ただけでも、こういった幾つかの、三つも四つもこの機構にふさわしいと思われる研究テーマがあるわけです。

そういったものを排除して、私にとつてはともかくおもちゃと思えないような三次元画像の研究を行うというところがどうしても納得がいかない。将来この技術を開発することによって何か社会的に本当にみんなが喜ぶようなメリットがあるのかどうか、その辺はどういうふうにお考えになられているのでしょうか。

○白井(本)政府委員 先ほど来申し上げております三次元通信についての研究というのが実りまして、実際にこれが実用に供されるということになりますと、これは医療分野でも教育分野でもいろいろな利便をもたらすということが考えられるというのには先ほど申し上げたとおりであります。ただ、それを申し上げたといいたしても、三次元通信というのが本当に実用に供されるというのにはまだまだ先の話でありまして、むしろ技術という面から考えますと、三次元通信というのは、いわば通信の技術のいろいろな技術の総合的な成果の上に成り立つものではないかというふうな思われるわけでありまして、実際に実用に供されるまでの間の研究ではございますけれども、それを進めるということとは、通信関係の技術全体のレベルアップにもやはり役立つだろうとかいろいろのことを考え、また、かつ、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、いろいろな研究所がありまして、そういう研究所でいろいろな形で取り組んでおられるようなことは一応おいて、余りどこも取りかかっていない、しかもこれから先必要だとい

うようなものとして上げたのが三次元通信だったというところでございます。

○秋葉委員 私は、将来仮にこれができても、本当に社会的に役立つような用途が恐らく見つけれないだろうというのを申し上げているわけですが、医療というのは、例えば人工知能の研究の初期にもそうでしたけれども、目的がないときに医療というのはいつても上がってくるわけです。医療と言えども大体だれでも納得してしまふ、こういうところで使われてきたいきさつがある。それが全く信用できない理由です。具体的な利用方法がない限り納得できません。

それから三次元の画像の歴史というのを見てみますと、写真術が発明されたのが十九世紀の半ばごろですけれども、それ以来ほぼ三十年周期で実は三次元の画像という流行があるのです。遊びとしての流行です。例えばウォークマンのような技術に見られるように、遊びでもそれが本物の技術になって社会に定着していくという例はあるのですけれども、それはやはり社会的な必要性和本当に結びついている、その時代と結びついているからというところがあるわけですから、三次元画像の場合には全くそういうことがございませ

ん。例えば十九世紀の後半、これは写真術ができてから十年、二十年たったところですけれども、例えばパリのサロンというのがありました。文化人が集まるようなところ、そこに夜集まって、サロンの中で立体画像というものをみんな楽しんで、そういう流行がありました。しかし、それがともかく一つの流行で、瞬間的な流行でおさまってしまった。今度は、今世紀の初めになって、フィルム状になって、フィルムとしてまた三次元画像というものが流行した。それもまたおさまった。その後出てきたのが第二次大戦後、今度は映画となつて、それからワイドスクリーンになって三次元の映画というのが出てきました。

しかしながら、その例でもおわかりのように、すべての場合にただ単に遊びになってしまつて、それで最終的には社会的に本当に有用な用途とは

結びつかなかった。これは、やはりこの歴史を見ると、三次元の画像というのは、それはやってもいいですけれども、ほかにもつと喫緊なニーズがあるときに、やはりこれはどうかというふうな当然考えられていい技術だと私は思います。そういった慎重さがまるつきりなくて、とりあえずこれに飛びついてしまったというところが私はちょっと安易過ぎたのじゃないかと言つて言葉が悪いですけれども、もうちょっと慎重さが必要だったのじゃないかという気がいたします。

時間がありませんので、とりあえずもしできることであれば、こういったテーマの絞り方についても、きちんとしたシステムをつくつた上でさらにより適切なテーマを選ぶように再検討をお願いして、私の質問を終わります。

○谷垣委員長 午後零時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後零時四十分開議

○谷垣委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田中昭一君。

○田中(昭)委員 きょうの議題であります通信・放送衛星機構の一部改正と有線テレビジョン放送に関する臨時措置法の二つの法案について、私どもは原則的におおむね賛成の立場でございます。したがって、この二つの法案の中身などについてより十分に理解をし、解釈の相違などがないように若干質問をしたいと思います。さらに、この法律に関連をいたしまして、将来の展望などについてもある程度御見解などをお聞きをしたい、こういう立場で質問をいたしたいと思っております。

そのまず第一であります、通信・放送衛星機構が今回の改正によりまして通信・放送機構というふうな名称が変更になる。さらに、その中身についても、私はかなりの変更があるのじゃないか

な、こういうふうな受けとめておるわけでありま
す。もと、通信・放送衛星機構の本来の設立
の目的というのは、通信衛星及び放送衛星の位
置、それから姿勢などを制御する、そして宇宙に
おける無線通信の普及発展、電波の有効利用だ、
これが明確になっているわけでありまして、した
がつて「業務」の第二十八条の第一項でも、その
第一号で通信衛星の問題など、第二号でもその問
題を明記しているわけでありまして、したがっ
て機構の本来の目的というのは衛星が主なもので
ありまして、もつと極端にいいますと衛星調達法
人などとも言われたわけでありまして。したがっ
て、今回のこの名称変更によりまして衛星がなくな
ってしまふわけでありまして、追加業務として
新たに高度通信、それから放送研究開発の充実な
どが追加になっていく、こういうことになるわけ
であります。

私は、ここで聞きたいのは、これは機構の
単なる名称変更とかあるいは追加業務ということ
でなくて、機構の本来の性格づけが変わって
いくのではないかな、こういうふうな理解をすべき
なのかそうでないのか、そこを少し明確に
しておいた方がいいのではないかな、こう思っ
ておるわけでありまして。

昨年三月、第二百十回の国会におきまして基盤
法というものを議論をし決定をいたしました。そ
の際の附帯決議におきまして、機構については
こういうふうな附帯決議がなされておるわけ
です。「通信・放送衛星機構については、現在及び将
来の電気通信・放送に係る諸施策を勘案し、今後
の情報化の進展により有効な役割を果たせるよう
そのあり方について総合的に検討を行う」こうい
うふうな附帯決議で明記されたわけでありまして。
この考え方は円滑化法実施の際にもそういう附帯
決議が付されておるわけでありまして、したがっ
て、先ほど申し上げましたように、これは単なる
名称変更であるとか追加業務ではないのじゃない
かな、こういうふうな私は理解をした方がいいの
ではないかなという気も実はするわけで、その

ところをもう少し明確にしてほしいと思うので
す。

もしそうだとするならば、第一条の目的につ
いて、今までの後ろの方に「並びに」ということ
でつけ加える、こういう整理の仕方ではないの
ではないかな、機構の性格づけ、位置づけなど
について、将来展望も含めてこの際もつきちん
とした方がいいのではないかな、こういうふう
に受けとめざるを得ないのですが、このところ
について、考え方を明らかにしてお聞きをしま
いと思ひます。

○渡辺(秀)国務大臣 先生の今御質問の中の後段
の部分は局長の方から答弁させていただきたい
と思っておりますが、まさにこの法律につきま
して、先生が御指摘されましたように平成二
年三月三十日のいわゆる円滑化法案、そして平
成三年三月六日の基盤充実臨時措置法案、それ
ぞれの附帯決議、これを言うならば当委員会に
おける一つの意思として郵政省としては受け
とめまして、この附帯決議を十分に考慮に入
れた今回のこの法律案としてまとめたいと思
ひます。

この機構が情報化の進展に一層貢献を果
たすことができるようにこの研究開発業務等あ
るいはまた通信放送分野の關係、これら一連
の業務が滞りなく、しかもまた、将来に向け
て前進、発展し得るよう配意してまいりたい
と思ひます。で、どうぞ基本的な点における
御理解をお願い申し上げたいと思ひます。

○白井(太)政府委員 ただいま大臣から御答
弁申上げましたように、今回の改正案の立案に
当たっては過去何回かにわたります当委員
会での御議論を踏まえて法律案の内容をつくら
せていただいたと思ひます。

ところで、今回の改正によりまして確かに通
信・放送衛星機構、これは名称が変わりますが、
この機構の業務というのは拡大するわけであ
ります。私どもとしては、一口に申し上げま
す機構の役割が広がった、本来の業務として
研究開発を行うということでございますので機
構の業務の範

囲が広がったということになるわけでありま
す。

ところで、法律の条文の書き方として、研究
開発の部分「並びに」ということでつけ加
えるというやり方ではない別のやり方であ
ったのではないかなという御指摘がたまたま
ありました。実は、この点については確かに
いろいろ議論もしたわけでありまして、とり
あえずは研究開発というのを本来の仕事とし
てやることにするというところから御指摘の
ような表現になつたわけでありまして、ある
いは別のやり方としては、いろいろな書き方
もあつたかと思ひます。けれども、一般的に
は法律の条文の書き方としてはそこま
で漠とした書き方にできないのではないかと
いうような意見もあつたりいたしまして、結
果的には御提案申し上げているような条文に
落ちついたというところでございます。

○田中(昭)委員 関連してお聞きをしたい
のですが、今回機構の追加業務として大綱三
つ追加されているように、高度通信・放送研
究開発の実施、特定研究開発基盤施設に対
する出資、それから海外からの研究者の招
請、大きく分けてこの三つを第二十八条の
本業務として追加をする、こういうことにな
るわけでありまして。

ところが一方、後ほど若干お聞きをしたい
のですが、今、いわゆる有線テレビジョン放
送番組充実事業の推進に関する臨時措置法
が新しく同時に提案をされておる。それから
これは改めて、本委員会とかかわりませ
んけれども、別途提案される予定の地方拠
点都市整備事業に対するもの、この二つは
特例法としてこの機構の業務になる、こう
いうことになっているわけでありまして。

過去、第百十八回の国会で議論になりま
した特定通信・放送研究開発事業実施
円滑化法案、それから先ほど申し上げまし
た電気通信基盤充実臨時措置法、この二
つが機構が行う業務として特例法で実施
をされておる、こういう状況にあるわけ
です。今申し上げましたように、本則で追
加業務として提起されるものと、機構の中
に取り

込まずに特例法で定めるもの、この二つの区分け
の仕方といひますか、それは大体どうい
う考え方に基づいておるのか、よくわから
ない点でございまして。したがって、本業
務とする場合と特例法とする業務との区分
けをする考え方といひますか、基準といひ
ますか、そういう考え方について少しわ
かりにくい点がございまして、お聞きを
したいと思ひます。

これは機構を名称変更しまして、今後、通
信・放送機構として日本における電気通信
あるいは電波事業その他、位置づけとし
てはかなり重くなつていく中で、こうい
う形で追加、特例法というやり方、個々
ばらばらでは非常にわかりにくい点がある
のではないかなという気がするわけであ
りまして、このところはなせ本則として、通
信・放送機構としてきちんと整理をしてい
くというふうなことになるのか、仕組みに
ついてはお聞きをしたいと思います。

○白井(太)政府委員 一口に申し上げま
すと、機構法そのものを改定するといふ業
務を取り込むことにするかどうかというこ
とを決め手は、その仕事を機構の本来の
業務とするかどうかということだと思ひま
す。

ところで、ある業務を機構の本来の仕事と
するかどうか、あるいは区分けをする場合
の考え方、どうなのかということになる
わけでありまして。これは一つの基準があ
りまして、この物差しで右か左かを判断
するということではないわけでありまして、
幾つかの要素を考慮に入れておるという
ことではないかと、区分けの考え方として
私どもは幾つかの点を考慮に入れておる
わけでありまして。例えば一つは、その
仕事が一時的なものであるかどうかとい
う点、それから機構の行うところに着
目をしたときに、その法律の本来の目的
というものが、例えば政策支援だけにと
どまるという

うような側面的な役割を果たすというのが機構の役割だというような場合でありますとか、あるいはさらに、一つの法律をつくり出すときにその法律の考え方全体としては大きな枠組みがありまして、その枠組みのごく限られた一部について機構とかかわり合いが出てくるというような場合も別の法律で措置をするというようなことをやっておるわけでございます。

これを多少具体的に当てはめて考えますと、昨年は基盤法を通していただきましたが、これは臨時的な法律だという位置づけをさせていただいておりました。それから一昨年のいわゆる円滑化法あるいは開港法とも呼んでおりますが、この法律の場合は、御案内のように新規事業の振興を図るという目的からこの法律全体の枠組みができておりまして、その新規事業を起こす人に対して機構が側面的に支援措置を講ずるという役割を果たすというような種類のものでもございました。それから、ただいまこれも先生冒頭におっしゃいましたように、今国会で御審議を別にお願ひしております拠点都市の整備法案も、またこの場で御審議をいただいておりますCATV関係の法律案も、どちらかという円滑化法のようなケースと大変よく似ておるわけでありまして、特に拠点地域の整備などにつきましては、拠点地域の整備のためにかなり長い条文の法律案を御提案申し上げておりますが、通信・放送衛星機構にかかわる部分というのはその中でごく限られた部分であるというようにことから、別の法律で措置をするというようなことをさせていただいておるわけでございます。きちっとした物差しでびしゃっと判断をしておるということではないと思ひますが、考え方というところからするという考え方で整理をさせていただいておるということでございます。

○田中(昭)委員 考え方としてはわかりました。これは第一問目の質問と関連があるわけですが、今このこの機構法の改正によりまして機構の業務として追加されておるのは、通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与する先導的な研究

開発を実施する、基礎研究から応用への橋渡しを図る、それから通信・放送技術に関する研究開発のための基礎的な施設の整備を推進する、こういうことになっておるわけで、これは今後の通信・放送技術の進歩などを考えた場合には非常に重要な、大変大きな業務の追加である、こういうふうに思っているわけですが、

そこで、郵政省の考え方を、簡単に結構ですから四点左右にお聞きをしたいと思ひます。その第一は、郵政省として今後限りなく発展をしていく今後の通信・放送に関連する技術開発であるとか研究開発についての基本的な考え方、これをひとつ明確にさせていただきたいというのが一つであります。

それから第二点は、この研究開発とか技術開発というのは膨大な費用を要するわけでありまして、そういう膨大な費用を要する研究開発、技術開発などについてこれを機構に行わせるということの要因といえますか、どこにメリットがあるのかというところを少しお聞かせをいただきたい。三点目として、今の質問と関連するのですが、民間などでは実施困難な研究開発、こういう文言があるわけですが、これは一体どういうことなのか。それから四つ目に、郵政省としても技術の開発とか研究開発で、例えば既存の通信総合研究所などがございしますが、これらとの関連性などについてお聞きをしたいと思ひわけで、今後の郵政省としての通信・放送技術の研究開発などについて今申し上げました四つの観点から考え方をお聞きをしてみたいと思ひます。

○白井(太)政府委員 まずお尋ねの第一点でございますが、研究開発についての基本的な考え方はどうかというお話でございます。これについてはいろいろの考え方があるわけですが、まず私どもの考えの基本的な考え方、いわば技術立国としての我が国においての技術開発の必要性というものはもう各方面から指摘されておるところ

でございます。私どもの受け持つております情報通信の分野もそうした技術開発の余地が大変多く残されている分野であるということも疑いの余地がないところでありまして、そうした研究開発というのがどんどん活発に行われるような環境整備をするというのが一口に言つて国の大きな役割ではないかと思ひわけでございます。その環境整備のためには、必要な予算を確保するとかあるいは必要な仕組みをつくるとか、いろいろなことがあるわけでありまして、一口にまとめますと環境整備をするというのが大きな課題ではないかと思つております。

それから、費用その他の点から考えて機構で行う場合のメリットというお尋ねでございます。この点につきましては、必ずしも、これからこの機構で大変多額の費用をつぎ込んで研究開発を行うことができるのかということになりますと、これはそんなに大きなお金をつぎ込むというようなことは現実問題としてはそんなに簡単なことではないと思ひます。研究開発につきましては、できるだけこの予算が確保できるというのが望ましいことは当然でありますけれども、しかし、これは予算の事情もありません、欲しだけ予算が獲得できるというわけではございません。ただ、機構で行う場合のメリットというのは、今回の研究開発の目的でもあります。いわば産学官が一緒になりまして比較的自由な形で基礎研究から応用への橋渡しをする研究をしようということでありまして、これが「実用化に資する」というような言葉で法律上表現をさせていただいておることでありまして、そういうことから考えますと、それは予算はあればあるにこしたことはないのだけれども、そんなに多くの金が初めからなくてもそうしたことはできるのではないかとというのが考え方の底にあるわけでありまして、

の企業の経営目的であります、端的に申し上げますと、例えば製品開発のための研究などに見られますように、どちらかというと実用化に重点を置いた研究開発というのが基本的な考え方としてはあるのではないかと思ひわけであります。そうしますと、実用化にはなかなかすぐ結びつかないような研究というのは、どうしても民間企業ですべてやっていただくというわけにはまいらぬわけでありまして、あえて申し上げますと、民間企業が実用化のための研究をしてみようかなという気持ちになるまでのところの研究を、実は先ほど申し上げました産学官、いろいろな方が一緒になつて集まりましてそこまでの道筋をつけるというようなことをさせていただいたかどうかということでございます。

それから、最後四つ目に通信総合研究所との関係はどうかというお尋ねでありましたが、通信総合研究所においてもいろいろの研究をさせていただいておられますが、一口に申し上げますと、やはり国の研究機関であるということから、基礎的な研究あるいは極めて先端的な研究に重きを置きまして研究をされているということでありまして、こちらの方の研究というのは、どちらかというと実用化とかあるいは実用化に結びつけるというように考え、機構が大変薄いわけでありまして、こちらの方の研究も今回お願いしております機構で行うものとはやはりちよつと性格が違つておるのではないかと考えておるところでございます。

○田中(昭)委員 そうしますと、今の答弁を整理をさせていただきますと、民間などでは、これは費用の関係などもありまして、実用化に結びつかないものの研究というのはなかなか進まない。それから、総合研究所など官のやる、国のやるといいますが、の場合にはむしろ逆で、これは基礎的な、余り実用化にならないようなそういう研究を中心に行つていく。そこで、機構がやる、今回新たに追加される技術開発、研究開発ですが、これも初めから大きな費用というものは望めないということなんですね。産学官合同で自由にやる、

こういうメリットがある、こういうことですが、今後はどこが中心になるのですか。郵政省としての技術の開発であるとか研究開発というのは、やはり今回追加される機構が中心的な役割を果たしていく、こういうふうな理解でいいのですか。

○白井(太)政府委員 御提案申し上げております法律の形からすると、確かに先生おっしゃいましたように機構が中心になって行うということになります。ただ、機構そのものが現在直接技術のノウハウを持った研究者を抱えておるとかそういうことではありませんので、実際の運用といたしますと、機構と私も十分連携をとりながら取りかかるといことになるわけでありますが、さらに、私もそういったにしても、郵政省だけでこれからの研究の方向づけをするとかあるいは研究の仕方について決めていくということについてのノウハウをすべて持っているというわけでもありませんので、私もとしては、部外の有識者の方々にいろいろ御相談をさせていただきながら研究の仕方というのをだんだんと詰めていくというようなやり方を考えたいと思っております。

○田中(昭)委員 機構の名称が、いわゆる衛星中心の業務、その衛星というのが名称から消えてしまふ。で、新たに今後極めて重要な通信・放送技術開発などが入ってきた、こういう状況だと思ふのです。それで、冒頭の質問で申し上げましたように、質が少し変わってくるというふうな理解をしていいかという質問をしたわけです。

そこで、関連をしましてお聞きをしたいのは、昨年の末、これも年の瀬も迫ったころ、臨調、行革審などの提言を受けてまして閣議が開かれておりまして、「平成四年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」ということを閣議決定をされておられると思うのです。これは郵政大臣、参加をされていると思うのです。この行政改革の実施方針についてという閣議決定の中で、この機構について、一つは名称を変更すること、これが決められておる。もう一つは、目的を整理して改組することということが書かれておられるわけです。

ね。同時に、機構の管制業務について、平成七年度を目途に民間法人化するというふうな閣議決定がされておられるわけですが、ここで指摘をされている管制業務というのは、今日までの機構の業務としては非常に重要な業務であったのじゃないかな、こう実は思っているわけです。

そこで、一つは、目的を整理して改組するという閣議決定をどういうふうな受けとめられておるのかということ、二つ目に、管制業務の民間法人化というのはどういうところから出てきておるといふふうな受けとめられておるのか。郵政省として、管制業務というのは民間法人化にふさわしいと思われるかどうか。それから三つ目に、郵政省として、民間法人化というのはどういふふうな解釈をされておるのか、この三点についてお聞きをしたいと思ひます。

○白井(太)政府委員 まず、昨年末に閣議決定をいたしました平成四年度の行政改革の方針について、確かに先生が御指摘になりましたような記述がございます。これは、実は今回法律案を提出させていただいておられます来年度予算案の中身というのを踏まえておられますような閣議決定の記述になったものであります。したがって、一口に申し上げますと、機構について、名称も通信・放送機構と変えるし、目的についても、業務内容にふさわしい目的に書きかえるということだというふうな申し上げてよろしいかと思うわけでありまして、今回の御提案申し上げている法律案でありますとか、あるいは御審議いただいております予算案の内容が具体的なこの閣議決定の内容のものとして出ておるといふふうな御理解をいただいていたいたと思うわけでありまして。

それから、二つ目のお尋ねは、衛星の管制業務というのとは非常に重要だと思ふが、これは一体民間法人化になじむのか、ふさわしいのかというふうなお尋ねであったかと思ひます。

先生の御指摘のように、衛星の管制業務というのは今日においてもこの機構の極めて重要な仕事

の一つでありまして、確かに形の上は機構の名称から衛星というのとれたということになるものでありますけれども、これは私どもの申し上げ方を御許しただけならば、衛星の管制も含んだ名前になっておるということ御理解をいただきたいわけでありまして、私もとしては、衛星の管制の業務というのが極めて重要なことはこれから変わらぬというふうな思っております。しかし、この民間法人化をするということ、それでは管制の方がいいかげんになるのではないかとはいふようなことをお尋ねになるとすると、それは決してそうではないわけでありまして、民間法人化ということはいずれしななければならないことではありますけれども、民間法人化することによって管制の仕事がおろそかになるというふうなことは絶対ないようにならなければならないというふうなことを考えております。

ところで、今のお話に関連いたしまして、民間法人化というのは一体どういうことなのか、その解釈はどういうことかというふうなお尋ねが三つ目の御質問だったように思ひます。

この民間法人化につきましては、御案内のように昭和五十八年の臨調の答申、最初の臨調の答申で出た宿題でありまして、実はそのとき、民間法人化をすべきだと指摘された法人の数というのは十七、八あったように記憶をいたしておりますが、実は民間法人化されなまま残っておる法人というのが、現在、この機構を含めまして多分二つだったと思ひます。したがって、私もとしては、機構についてはいづれ民間法人化をするということとは宿題として残っておりますし、政府としては方針として決めておられるわけでありまして、その民間法人化というものの仕方というのはいふことかという、これはいろいろあるかと思ふわけでありまして、一口に申し上げますと民営の株式会社にするということまで言っているわけではないというふうな理解をいたしております。

一口に申し上げますと、管制業務というのが政府の資金あるいは政府のお金に余り依存をすることなく行えるようにする、あるいは別の言葉で申し上げますと、管制業務について自立化をさせるというふうなことが民間法人化をするということのためにどうしても必要なことでありまして、そういう前提を満たしますならば、どういふ民間法人化がいいのかというのは、それぞれの仕事の内容に応じまして民間法人化のやり方を決めればいいということではないかと理解をいたしております。衛星機構につきましては、具体的にどういふ方策でもって民間法人化をしたらいいかというのを平成七年度までに具体的に決めていきたいというのが政府の決めた方針であるわけでございます。

○田中(昭)委員 それでは、これはまた別途いろいろお聞きをする機会があると思ひますし、時間もございませぬので、次にCATVに関する臨時措置法の関連について少しお聞きしたいと思います。

今日のCATVの現状であります、再放送は別にいたしまして、自主放送を行っているCATVです。これは施設数とか加入者数とか、調べればわかるのですけれども、特に自主放送を行っている放送内容といふますか、加入者の分類といふますか、どういふ放送を主にやっているのか、それは地域別な分布状況などについてどういふことになっておるのか、このところを一つとしてはお聞きしたいと思います。

それから二つ目は、CATVの将来展望の問題です。午前中も若干議論があったと思ひますが、今日多メディア・多チャンネル時代を迎えておられるわけでありまして、私が知る範囲におきまして、九二年中に通信衛星CS利用のCS放送がスタートする。これは、これで六チャンネル見えるわけでありまして、現在私どもが東京で見ているテレビは地上波が七チャンネルと衛星放送が三チャンネル、十チャンネル、これに今申し上げましたCS放送六チャンネルを加えますと十六チャンネル

ルになる、そういうふうに見込まれておるわけですね。

また、九七年打ち上げのBS4が打ち上げられますと、これも八本のトランスポンダーが搭載されておるといふところから、かなりのチャンネルがふえる、五つくらいふえるのではないかと、ふうに聞いております。

また、近き将来デジタル帯域圧縮という技術が完成した場合に、放送衛星が一チャンネルで四チャンネル、カバードできるというふうになっているわけですね。そうしますと、BS4だけで三十二チャンネルとれるというふうなことを考えていく場合に、九〇年代半ばになりましてCS放送ももつとふえるということになりますと、将来家庭で見られるチャンネルというのは五十を超す、こういうふうな状況が多メディア・多チャンネル時代を迎えるという中で、第一問に関連があるのですが、CATVが今日、再放送は別にして、どういう放送の内容になって、それがどういう性格、地域分布になっておるかという関係と、こういう多メディア・多チャンネルでテレビを見ようとする、五十チャンネル以上入ってくる中で、それにCATVが食い込んでいくという場合に、どういうCATVとしてのメリットがあるのかないのか。衛星テレビと比べてCATVのメリットあるいはデメリットという問題は、どういふうに理解をすればいいのか。これは時限立法となつていて、この問題との関連もあるのではないかなという気もいたしますけれども、そういう意味で将来展望をどう見るのかという関係など含めまして、少しこのCATVの関係についてお聞きをしたいと思ひます。

○白井(本)政府委員 大変申しわけございません。先ほど私お答え申し上げたとき、ちよつと数字の間違ひがございましたので、訂正をさせていただきますと思ひます。

五十八年の臨調答申で民間法人化の指摘をされた法人は実は二十ありまして、そのうち今までに民間法人化を済ませているのが十八で、残つてお

るのが二つということでございますので、訂正をさせていただきますと思ひます。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

まず、自主放送を行う有線テレビジョン放送でございますが、施設数が三百六十九、加入者数が約百万世帯というのが現状でございます。これを管内別に見ますと、関東、信越それから沖縄の各管内において普及率が高いという現況でございます。

また、次にお尋ねの放送内容のことでございますが、これは後ほど将来展望にもかかわつてまいりますが、放送の再送信を行うほかに、地域情報チャンネルやニュース、スポーツ、音楽等各種専門チャンネルを有しております。これによつて多様な情報を提供しているというところでございます。

なお、いろいろなケースがございますけれども、自主放送において幼児向け専用のチャンネルや、映画とか囲碁とか将棋とか趣味に特化したチャンネルなど、特定の視聴者層を中心に想定したチャンネルを有しているものがございます。

なお、これらのCATVを含め衛星放送とか中波とか、いろいろなメディアの多メディア・多チャンネル化の趨勢については、大筋で先生が御指摘なさつたような趨勢をたどつていくのではないかと、そういうことで、そういったことを想定しながらいろいろな施策を講じているわけでございまして、先般私がアメリカへ出張して、短い時間でございましてけれども、現地を視察して、関係者といろいろ議論したのでございまして、今ケーブルテレビの事業者は真剣でございますが、例えば顧客管理のサービスとか、あるいはチャンネルの選定にしましても、いろいろな人たちが集まつていろいろ議論して番組を選定するというところで、これからCATV事業が生き抜いていくためには地域密着性に主眼を置いて衛星放送とまた違つた味のもの、さらには工夫して出していかなければいけないということ、真剣に議論していた姿を見て感銘したわけでございまして、そういったことで

私もいろいろな勉強をいたしまして、CATV事業者とともにその発展普及を図つてまいりたい。そういう意味では、CATV事業者の方々から現在の制度において何か将来を見据えた施策が欲しいという意見がございましたけれども、今回の法律案はそういう意味では一つの開拓に当たるということ、評価を受けているわけでございまして。

また、最後にお尋ねの時限立法にした理由との関連でございますが、そういう意味で衛星放送を中心として時代が急激に変化したしますので、十年以内にそういうめどをつけて、その間にこの事業の実施を徹底してまいりたい、そういう趣旨でございます。

○田中(昭)委員 わからないこともないのですが、こういう多メディア・多チャンネル時代におけるCATVのメリットといふのは、金をかけてもCATVがもつと積極的に発展するように努力する、こう言われるわけですが、その費用の面を含めまして、あるいは国民の皆さんのニーズを含めましてCATVといふのは一体どういうふうなメリットがあるのか、そこをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。CATVの特長と申しますか特別な機能として、双方向通信の可能性と多チャンネルの機能、これがあると思ひますが、この辺の二つを見据えた事業を行つていくことがポイントになると思ひます。

それからもう一つは、スペース・ケーブルネットワークということで、衛星放送が発達してまいります。それを受けるということ、そういったあたりがケーブルテレビに加入するメリットになるんじゃないかというふうに考えております。

○田中(昭)委員 時間が参りましたので、最後に、今回提案の臨時措置法の第三条で、郵政大臣がいわゆる番組充実事業の内容などについても基本的な指針を定める、こういうふうな明記されているわけですね。まず番組を作成する、この事業に

対して指針を作成して提起をするということなんですね。指針作成の基本的な考え方、これが放送の内容とか放送の自由との関連で問題点が出てこないのか。第三条で明記する郵政大臣が作成する指針について、この基本的な考え方を最後にお聞きをしたいと思ひます。

○小野沢政府委員 二点ポイントがございますのでお答えいたしますが、まずこの基本方針は、第一点としてこの法案の目的を敷衍するとともに、郵政大臣が本事業の実施計画を認定する際の基準とするためというのが目的でございます。そこで、事業の公益性を確保する観点からの実施者の要件とか、本法の第二条に基づく事業の具体的内容とか、事業の実施地域、事業の健全な実施方法等について定めるものでございまして、そういう意味で御指摘の放送内容への介入、自由な放送への介入になるものではないと判断しております。

それから二点目の観点といたしまして、この事業は、先ほど申し上げましたけれども、放送番組を制作する者からの強い要望がございまして、それに基づいて放送番組の制作業務の環境整備を行うという事業でございまして、本事業により制作された放送番組は、有線テレビジョン放送事業者の番組編集権のもとで編集され、放送されるということから、基本指針が放送内容への介入、自由な放送への介入になるものではないというふうな考えております。

○田中(昭)委員 時間が来ましたからこれで終わります。ありがとうございました。

○谷垣委員 次に、鳥居一雄君。

○鳥居委員 引き続き御質問を申し上げます。

CATVの放送番組充実事業、これに對しまして支援策を講じていく、こういう臨時措置法案でございます。CATVの現状につきましてもいろいろ見てみました。まず、ソフト充実という面では地域の発展を促していく必要性、そんな背景から、ぜひ地域におけるソフト制作能力を拡充して

いこう、こういう背景だと思ふのですが、現状におきまして放送番組制作機能、これが東京に集中しているということなんですけれども、どんな状況になっておりますでしょうか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

放送番組の制作機能の東京一極集中の現状でございますが、幾つかの民間調査機関の調査結果によりまして、プロダクションの数で六四・五％、プロダクション労働力人口で八二・六％が集中しているということで、物的観点それから人的観点から見て集中の現象が顕著であるというふうに考えております。

○鳥居委員 余り説得力がないのですが、要するに東京一極集中排除を番組制作機能の上から今回ねらっていると思うのです。そうしますと、今回の支援策でどんなようなことが期待できるのでしょうか。

○小野沢政府委員 ケーブルテレビ事業者の方々からいろいろな意見をお伺いしておりますが、ハードのほかに、これからは多メディア・多チャンネル化を迎えてソフトの面について行政サイドが力を入れてほしいという要望を強く受けておるわけですね。そういう意味で、放送番組の制作、流通、そういった面について力を入れてほしいということとで、そういったことから今回の法案の立法措置を重要施策として考えたというところでございます。

そういうことで、単独の事業者ではなかなかできないことをこういった促進事業を行うことによって、多くの方々がそれを利用することによってソフト面を中心として事業の充実を図ることができるといふことで、かなりの成果があるだろうというふうに考えております。

○鳥居委員 御説明によりまして、もし今回の法案が成立をいたしましたら新年度で予算措置を講ずることができ、こういう形になりますと、ある二カ所においてこの事業がスタートすることになる。もしこのペースでいくとすれば、十年という間に二十カ所、こういうふうに受けとめておりま

すが、今の郵政省として考えている構想、二十カ所の事業所の期待、これはそんな感じでしょうか。

○小野沢政府委員 私どもの計画としまして、十年間の時限立法で一年度に二カ所程度逐次実施してまいりまして、十年間で二十カ所程度これを整備するというところでございます。そうしますと全国で二県ちよつとぐらゐに一事業ということになります。事業採算性の観点、それからこれを利用する人の利便さからいってその辺が一つのめどだろうというふうに判断してこういう計画を立てているわけでございます。

○鳥居委員 この支援策によつてこの普及率の予測を立てておられますけれども、二十一世紀を目指しまして、この普及率の予測の上でどういう効果があるのか出てくるものですか。

○小野沢政府委員 昭和六十三年に出たある報告書があるわけですね。これはスペース・ケーブルネット推進懇談会という放送行政局長の懇談会で調査研究していただいたものですが、その報告書によりまして、二十一世紀当初には有線テレビジョン放送の加入契約者数がNHK受信契約数の約四〇％にまで普及されると予測しているわけですね。このときには今回の法案で御審議をお願いしております事業は想定しておりません。そういう意味で、こういった事業を新規に開拓して実施していくことによつてこの四〇％という数字が達成する確度は高まるものだというふうに考えているものでございます。

○鳥居委員 二〇〇一年で普及率四一％、千三百二十三万加入、この予測の推移をたどっていくのだらうと思うのですけれども、支援策によつてこのカーブに全く影響はない、こんな感じですか。

○小野沢政府委員 お答えを申し上げます。

実は有線テレビジョン放送の整備はこれにかかっているわけで、そういう意味でこの発達が非常に気かりだったのです。この四〇％という数字は昨年確認して、よほど頑張らなければこの数字は難しいなという感じがしていたのですが、先ほ

ど申し上げました今回の事業の実施、それから先ほど先生御指摘になりました衛星放送の発達、普及、こういったことが考えられて、四〇％達成の見通しは、確度は高まってきたというふうに考えております。

○鳥居委員 CATVについて、情報通信の世界では将来に向けての基幹的なインフラストラクチャーである、こういう受けとめ方をしております。

先ほどの議論の中にもありましたけれども、六十チャンネルという極めて伝送容量が多い、しかも完全双方向性というものがもし実現、利用できるような形になりますと、極めて付加価値の高いネットワークがで上がる。確かに難視解消という立場からネットワークが始まったことも事実だろうと思ひます。しかし、一方におきまして、アメリカにおけるこのCATVのネットワークというのは大変な広がり方である。それはそれなりに、いわゆる多チャンネルでどれを選択するのかというの、ユーザー側から極めて多岐にわたる、パラエティーに富んだ選択の自由がある。しかも双方向という魅力、ホームバンキングであるとか、あるいはテレメータリング、ホームセキュリティ、ありとあらゆる期待される高度情報時代のパラエティーに富んだそういうサービスの提供を受けることができる。したがって、支援策によつて、どちらかというと難視解消という立ち上がりではあつたけれども、都市型のCATVの発展というのとは今播磨期で、将来に向けてはパ

色の広がり方をしていくことは、アメリカにおける場合を見てみましても大きな期待が寄せられているのだらうと思うのです。それで、この支援策、将来に向けては郵政省としてCATV発展のための支援策をどういうふうにしていくのか、お考えをぜひ伺いたいと思ひます。

○小野沢政府委員 今先生から御指摘、御提言いただきましたように、CATVの発展可能性というの十分あるというふうには私は考えております。これから双方向通信あるいは多チャンネルと

か、そういった特性を持っているわけですから、ケーブルテレビの特性として一たん施設設置されますと、いろいろ不可欠の存在として定着していくという存在でございますから、そういう意味でいろいろな支援策とかいろいろな可能性が初めて明らかに出てきたというふうに考えているわけでございます。

これからの支援策についてでございますが、まづ今回御審議いただいております有線テレビジョン放送番組充実事業をしっかりと実施していきたい、充実させていきたいということ、それから、これまでいろいろな支援措置を税制上とか金融上とつてまいりましたけれども、そういったことの充実、その効果的な運用、これを図っていききたいということでございます。

なおまた、実際にやっているのは一カ所なんです。が、双方向機能の活用ということについて、これが一つのポイントとなるというふうに考えております。現在学術情報センター教授の浅野先生を座長といたしまして、昨年の秋からCATVの高度利用に関する調査研究会、技術的問題を中心としてですが、双方向機能を利用したサービスの形態、それからそれを実施するために必要な施設の技術的条件等について調査研究を行つておりました。これは五月にまとめる予定ですが、そういったことについていろいろな面で力を尽くして、CATVについて明るい展望を切り開いていきたい、こういうふうに考えております。

○鳥居委員 CATVの普及、発展策というのは、一つは六十チャンネルが有効に生きる、そういう伝送容量を持ちながら宝の持ちぐされみたいな形にならないために、ソフトの充実というのは極めて大事な要因だと思ふのです。今回の場合に間接支援という形なんです。番組制作会社に対して直接支援というのは、これはどういうふうにかえていらいしやいますか。

○小野沢政府委員 番組供給事業者に対する支援措置としては、財投の長期低利融資制度等がございます。

○鳥居委員 これで十分機能するというお考えですか。さらに拡充が必要ではありませんか。

○小野沢政府委員 それぞれ制度の目的、内容等がございまして、今申し上げました長期低利融資制度、これは主として施設の整備を対象として直接個別に番組供給事業者に対して支援措置を講じているものでございまして、今回の措置は、直接番組供給事業者に対して支援措置を講ずるものではなくて、共同利用施設を整備して、有線テレビジョン放送番組充実事業を行おうとする者に対して支援措置を講ずるものでございます。これは先ほどから申し上げるように、これから今までの手つかずだったソフト面について力を尽くすということで、そういったことで従来の支援措置と効果的に連携させることによりまして全体的な発達、普及を図ってまいりたい、このように考えております。

○鳥居委員 それで、どうもイメージがいまいちなんです。一号業務、二号業務、三号業務、四号業務、この一から四までの業務をやる者に支援をする。東京に一極集中だ、集中だ。しかし、地方におけるCATV事業を進めていく上で、今回の支援措置がどういう効果をもたらすのか、これがはっきり見えてこないわけです。一極集中というのが是正されるなどというふうに考えていらつしやいますか。ちょうど放送事業者と、東京から配信される、いわゆるスペース・ケーブルネットを通じて配信を受けるその中間に立つて何か作業していくということであるのであって、これは言われているとおり、一極集中の是正には余り効果はない。しかしCATV事業者にとっては、かわつてやつてくれるそういう作業現場なりそういうのができ上がることによって、ないよりあった方がいい、こんな感じですか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。今までの分野での支援措置はゼロの状況でございまして、ゼロと比べて幾つかということは大きな進歩でございまして、そういう意味でこの施策を大事に育てていきたいと考えております。し

たがいます。東京一極集中の弊害の除去がこの施策のみによって実現するとは考えておりませんが、大きな意味を持つていくものというふうにごえております。また、そのほかどんな施策がとり得るかにつきまして、放送ソフトの充実に関する調査研究会を今行っておりますから、この中で無線放送だけでなく有線放送のことも絡めながら研究しておりますので、そういったことを受けてさらに研究を深めたいというふうにごえております。

○鳥居委員 あるCATV事業者がネットワークの付加価値を高めるために第一種電気通信事業者とあわせて業を営む、こういう場合に、郵政省としての対応、これはCATVの高付加価値化を目指すものであつて歓迎し、処理は円滑に進めていく、こういうお考えに立つのでしょうか、それとも既存の第一種事業者との兼ね合いを考え、抑える方向でしょうか。

○小野沢政府委員 電気通信局の所管の問題とも絡みますが、私としての見解を申し上げますと、今諏訪市のケーブルビジョンが一つこれを行つております。昨年その施設を見学に参加しまして、地域密着性その他随分有効に機能しているなどという感じを受けました。したがって、そういう成功例を体験しながら、立脚しながら、今先生御指摘のような大きな制度としての問題、方向を考えた、このように考えております。

○鳥居委員 ソフトの充実ともう一つ、普及促進していくための決め手はネットワークの高付加価値化という課題だと思ふのです。それで、今局長答弁のレイトをとつてみたいと思ふのですが、レイトが一種電気通信事業者になつて水道料金の検針がテレメータリングでできるようになつた、さらにまた、ホームセキュリティであるとかこのあたりまでなんだろうと思ふのです。将来に向けては例えばうちの中で列車の指定をし、宿泊場所の指定をし、オンラインの銀行の引き落としをし、旅行計画全部うちの中ででき上がつて休暇を楽しむ、こんなようなことが具体的にできる、

そういうのもう間近だと思ふのです。このネットワークはそういうネットワークだと思ふわけですよ。いろいろな利用の仕方があるんだろうと思ふのですが、一つは銀行との接続あるいはJTB、交通公社との接続というふうな形になつてまいりますと、競合するメディアが出てくるわけですね。郵政省としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。まだ確定したお答えを申し上げるところまで勉強しておりません。恐縮でございますが、いろいろな経験からいたしまして、ある仕事とかあるメディアとかは、それに現実に携わつていて一番真剣なところが一番パイオニアとしての役目を果たしていくと思ふので、外国でいえばアメリカ、事業でいえば先ほどお話がありましたレイクシテイ、この辺の動向を十分見きわめます。

なお、制度上、実態上のいろいろな問題につきましては、幸い有線電気通信を所管するのは郵政省でございまして、有線テレビジョン放送を所管するののも郵政省でございまして、連絡がとりやすい体制にありますので、よく連絡をとり合つて調査研究をしてまいりたい、問題点を解決していきたい、このように考えております。

○鳥居委員 もう一つこのCATVをめぐるまして、CATVのネットワークというのは非常に地域独占性が強い。これは非常にお金のかかる設備投資がなされ、その地域における競争原理というのは、システム上働きの状況にあると思ふのです。それで、マスメディアの集中排除、アメリカなんかの場合には三大ネットワークはCATVからは外れてもらう、こういう原則が確立されているわけですが、CATV播送期とはいへ、今CATVとマスメディアの独占排除の関係というのはやはりある程度の方角というものは詰めておかなければならない問題だろうと思ふのです。多数の人にマスメディアに参入をしても、そういう原理原則からいいますと、マスメディア集中排除というのはどんなふうにごえていらつしやいます

か。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

高木東京大学新聞研究所長を座長といたします高度化時代を迎えたCATVに関する懇談会が開催されまして、平成二年の六月に中間報告書が出たのでございまして、その中でやはり先生の御指摘のような点が主要テーマとなつております。その中で、他のマスメディア事業者の有線テレビジョン放送への参入を制限するという観点から、マスメディアの集中排除原則を確立していく必要があると提言されているところがございます。郵政省といたしましては、ほばと申しますか、この趣旨と同一のスタンスをとつておりまして、放送することができるときはできるだけ多くの者に對して確保することによりまして、放送による表現の自由がでるだけ多くの者によつて共有されるようにするため、有線テレビジョン放送施設の設置の許可を受ける者は一般放送事業者またはこれと特別の関係の有する者でないことが望ましいというふうにごえております。

○鳥居委員 アメリカがいいというわけではないのですが、スペース・ケーブルネットワークの進みぐあいからいくとちやうど十五年ぐらゐの開きがあり、後発という意味で、アメリカの制度はなかなか参考になるしおもしろいと思ふのです。一つはアクセスチャンネルという制度があり、また商用チャンネルという制度があるわけですね。だから、マスメディア集中排除の原則とあわせてこのアクセスチャンネル、公共性の高い、あるいは公衆面、公衆衛生でしようか、あるいは地方公共団体にチャンネルを開放しなければならぬという義務規定、あるいは商用チャンネルの場合には、その放送所に対してチャンネルが欲しいというのに対して、チャンネルを開放しなければならぬんだという義務規定、こんなのが制度化されているようですが、郵政省としては我が国のCATVについてどういうふうにお考えでしょうか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

ただいまアメリカのアクセスチャンネル、商用チャンネルについての確かな御指摘いただいたわけですが、これを我が国の有線テレビジョン放送法と対比してみますと、それに非常に関連が深いのが有線テレビジョン放送法第九条でございます。そこには「有線放送の業務を行なうとする者からその業務の用に供するため」「有線テレビジョン放送施設の使用の申込みを受けたときは、郵政省令で定める場合を除き、これを承諾しなければならぬ」というふうに規定しているわけでございますが、先ほど先生のお話にもございましたように、我が国では六十チャンネル程度の放送が可能な施設におきましても、現在平均しますと二十二チャンネルの放送しか現実には行われていない、そういう状況でございますので、先ほど申し上げました条文中の存在により、アクセスチャンネル、商用チャンネルの制度と同じ効果が現在得られていないというふうに考えております。したがって、我が国におきましては、当面アメリカのアクセスチャンネル、商用チャンネルの制度は必要ないものというふうに考えております。

○鳥居委員 今後の展望であります。このCATVに対して郵政省としてどういう方向で取り組んでいくのか、大臣に最後にひとつ伺っておきたいと思ひます。

○渡辺(秀)國務大臣 先ほどから御質問を承っております。御指摘されておられます点をこれらのこの法案の成立以後の行政の面で十分に留意しながらやっていきたいということをまず一点申し上げておきたいと思ひます。

有線テレビジョン放送番組充実事業というのは、放送番組の制作、流通、利用体制が少なくとも脆弱であることなどの隘路を解消して、有線テレビジョン放送の発達普及を促進する施策であるというところは御案内のとおりでございます。放送事業者などの利用者の利便なども勘案して、先ほど答弁申し上げましたように一年に二カ所という程度のことではあります。やはりこういうものが平らかに全国的に平均して行われていくというこ

とが一つは大切なことであろうと思ひます。今の段階においては一年に二カ所程度で十年間という計画で予算措置をいたしておりますが、しかし、時代の進展、あるいはまたこういう高度情報社会というものが急激に参ったときにはそれに対応するようにしていく行政措置がなければならぬと思ひながら、それらも勘案してこれからの事業の円滑な推進と実施に向けて努力をいたしてまいりたいと思つておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○鳥居委員 次に、情報通信分野の研究開発という、二十一世紀を指し示して極めて大事な部門だろつと思つております。それで、自然科学の基礎研究といひますか、創造研究開発といひますか、これが極めて弱体であると思つております。つまり官がやるべきことが数字の上からいって現在どういふことになつていくかといひますと、必ずしもこれはそのとおりの物語つていくかどうかということとは別として、一つの指標だと思つております。研究開発費に占める政府資金、日本の場合には一七・一%、列国の中で極めてシェアが低くなつております。アメリカが四六・一、フランスが四九・九、英国が三六・七、ドイツが三二・五。こんな状況の中で我が国が一七・一、やはり相当民間の研究陣に負うところが大きかつた、そういう数字の一つだと思つております。したがって、電気通信技術審議会の四十号答申、四十七号答申にも明らかにされておりますとおり、政府がやるべきこと、これを明確に位置づけをいたしましてそして取り組むのだ、こういう姿勢が極めて大事なことではないのかというふうに思つております。研究開発につきましても取り組む郵政大臣の所信をひとつ伺いたいと思ひます。

○渡辺(秀)國務大臣 今鳥居先生御指摘のとおりでして、数字の面では、先生のおっしゃつた外国の方の数字は言うならば国防研究費が含まれていく数字でございます。日本の場合には、国防研究費が除かれて約一七・一、二%というのが現状であらうと思ひます。しかし、いずれにいたしま

しても実際に非常に低い。そしてまた、技術開発の面における政府の技術政策というものが言うならばまだ一歩足りてない。あるいはまたこの方向性というのか、技術政策そのものも若干方向性というのまだ定かでない面がなしとは言えない。それはいろいろの面において、郵政関係だけではなくて基礎研究等を見たときにも、各大学の研究体制、研究施設状況というのには本当に——先日も科学技術会議に郵政大臣も出席をなさせていただいているわけですが、こういうところなども、やはり科学技術会議そのものももう少しベースを広げたらどうかというような考えを私に私は持っています。例えば省庁においても、今私は陪席と言ひましたが、郵政省、郵政大臣は主要なメンバーではないわけですが。あるいは通産大臣もわかりです。そういう点から考えてみますと、これは批判ではなくて今後の方向として、私は実は一政治家として、こういう面の今後の補ひはお互いもう少し考えていかなければならぬのではないかと。正しからざるは正していくというこはいろいろの意味で大切だろつと思つております。

そういう意味で、我々は高齢化社会、豊かでのりのある生活の実現あるいはまた高福祉社会への対応などに大きく貢献することが期待されていると思ひますので、この辺に向けて、高度情報社会の早期な実現のためにも郵政省としての技術開発に本当に総力を結集していかつていかなければならぬ非常に大切なときだと認識をしつつ、努力をいたしながら御指導いただきたい。

あと、足りないところは局長から補足説明をさせていただきます。

○白井(木)政府委員 技術開発の必要性というのは、これはもうある国の利益とかある国の国民の利益とかということに限らず、人類全体の福祉の向上というこのためにも実は大変重要なことでありまして、こういう点について、過去、いささか基礎的な研究について力の入れ方が足りないのではないかという御指摘があつたことは先生のおつしやるとおりでございます。これからの研究

開発につきましてはそうした非難をできるだけ浴びないように、我が国も積極的に基礎的な研究にやはり力を注いでいくことが必要ではないかと考えておるところでございます。

○鳥居委員 それでは、研究開発に当たりまして、情報通信の分野です。郵政省ということなんです。郵政省として総合的、長期的研究開発方針、方針というのがやはり必要なんだろうと思つております。どういふふうに考えていますでしょうか。

○白井(木)政府委員 実は、既に昭和六十二年に改定いたしました研究開発方針というのを私も持つておるわけですが、ただこの点につきましては、昨年、実は電気通信技術審議会から答申がありまして、その答申の中でも、二十一世紀に向けた技術開発のガイドラインとなるような長期的、総合的研究開発方針を策定する必要があるという御指摘をいただいております。この御指摘を、この昨年の答申を受けて新たな方針をつくる、あるいは過去にありました方針の改定をするといったようなことをまだやっておりません。

と申しますのは、情報通信の分野に限つてみましても、研究開発の分野というのは極めて多岐にわたることは御案内のとおりであります。また、さらに、かつて加えてこの研究の分野というのはもうまさに日進月歩でありまして、こうした方針をつくつてきつとした見通しのもとに、あるいはきちつとした考え方のもとに研究開発を進めていかなければならぬということはもう重々私もわかつておるつもりでございますが、それをつくるというのが、かなりいろいろな方の御意見も伺ふ必要もあつたし、我々だけで決められるというふうなものではないだけに少し時間がかかつておるというところでございます。考え方としては、まさに先生がおつしやいましたような方針というものをきちつと持つてやっていかなきゃならぬということを痛感しておるところでございます。

○渡辺(秀)國務大臣 申しわけありません、先ほど私言葉が足りませんで、科学技術会議、こう申

上げましたが、科学技術閣僚会議をも少しべ
ースを広げるべきだ、そして技術立国としての日
本の指針、政府としての大きな大綱というものが
やはりできないと、今のうちに結局郵政省だけで
もつてこの技術政策あるいは開発政策というよう
なものを何か小ぢんまりとつくるというような
あるいはほかの省はほかの省でやるというような
ことではなくて、もう少し国全体として、この問
題についてのダイナミックな取り組みが必要だ
という意味で、私は実は官房長官にも内々私の個人
の考え方というのを申し上げてあるのです。実際
もうその段階に、世界から日本の技術というもの
が非常に要請され期待されている、それに対し
て、政府の方は、科学技術閣僚会議は四省を中心
にしてやっているのだというところで、いつまでも
それにとらわれるべきではないということが私の
考えでありまして、そういう提言を内々申し上げ
ていること、これを今ここで言っちゃうと内々に
なりませんが、非常に大事なことだと思ひますの
で、あえて一言付言させていただいたわけであり
ます。

郵政省として、ハイテクを中心に、あるいは通
信放送関係のこれから非常に期待されている分野
ですから、今具体的に示せと言われても局長が言
われたようなことではあります、しかし、まさに
着手すべきときだという先生の今の御指摘の点
は、郵政省としてもそんな考え方で取り組むべき
であろうと、私も同様の意を表しておきたいと思
います。

○鳥居委員 つまり、長期的な展望に立つて、郵
政省としてやらなければならないのはこういうこ
とがあるんだ、それで、いろいろな障害があると思
ひます。例えば予算。だけれども、その障害を
克服して、そして郵政省としてやるべき研究開発
の分野というのを明確にし、計画化し、取り組ん
でいく、こういう姿勢がやはり大事なんだと思う
のですが、それがまさに問われているのだらうと
思うのです。

今回具体的に三次元立体映像情報通信技術、こ

れに着手することになったのですが、これは、言
ってみれば何十項目かのうちのひとつであつて、二
十一世紀を目指しての研究テーマ、これは分野に
よつてそれぞれあるわけですが、チームで
上げれば二百を超えるほどあるわけでも、どれか
一つやれば二百を超えるほどいいんだという問題で
ないと思うのです。だから、郵政省がどうい
ふに考えるか、何をどういうふうな計画化をし
ていくのかということが非常に大事だと思ひます
し、官学民と三位一体になった研究開発体制をし
くとして、コーディネーターの役割を果たさな
ければいけない、そういう期待も一方にあり、自前
でまた研究開発もしなければならぬというもの
もあり、通総研の負つて立つ期待というののも非常
に大きいわけでありまして、どうかひとつ、こ
の中長期計画、これをぜひ示していただきたい、こ
う思うのですけれども、どうでしょうか。

○白井(太)政府委員 先ほどお答え申し上げたこ
ととダブルしますが、まさに研究開発におきま
るのは私どもの受け持つておる仕事の分野におきま
しても極めて大切な仕事でありまして、そのため
には、これだけ多岐にわたる研究開発をできるだ
け効率的に、また本当にその効果が上がるよう
に、さらにはそれが国民の利益につながるよう
に進めていくということが必要であるわけでありま
して、研究所自体もいろいろな形でありまして、
予算の配分あるいは研究者の配置、いろいろ考慮
に入れて決めていかなければならぬことというの
がたぶんあるわけでありまして、できるだけき
ちつとした見通しを持って、その見通しのもとに
きちつとした研究開発をやるように努めていき
たいと思つております。

○鳥居委員 特定研究開発基盤施設、これが、今
回この法律措置ができますと研究者が集まりまし
て多様な利用の仕方ができる、これもやっぱり一
つの大きな期待が集まっているわけですが、例示
ではなくて、何をどこにどういうふうにつくるの
か、お聞かせいただきたいと思うのです。

○白井(太)政府委員 法律案の枠組みで申し上げ

ますと、実はこの研究施設はいわゆる第三セクタ
ーのものを私どもは想定しておりますが、その第
三セクターのようなものが一つの共用施設をつく
ろうと考えると、そのような計画のもとに通
信・放送機構に対して支援の要請をするというよ
うな仕組みに法律上はなつておるわけでありま
す。もちろんこの法律案はまだ御審議をいただ
いてる段階でございまして、最初出たとき
は私もいろいろ考えておりましたようなことを実
際には実行に移させていただくということにな
るかと思ひますが、今平成四年度として私ども
ひやうたいと考えておりますのは、先ほど来議論
が出ております三次元通信も含みますようなわ
ゆる高度な画像通信のいろいろな実験研究等がで
きるような施設でありまして、あるいは広帯域通
信網を利用した行われまふようないろいろな通信
サービスについてのノウハウの研究ができるよう
な施設、そういうものをつくりたいと私どもとし
ては考えておるところでございまして。

なお、場所につきましては、まだ私どもも
もう既に早耳で、そういう施設をぜひ我が方に誘
致したいなどというふうなことをおっしゃつてお
られるところもいろいろあるようでありまして、
私も、まだそこまでは決めておりませんが、基本
的には先ほど申し上げたような種類の研究開発施
設を恐らく法律を通していただきますならば本年
度中につくるように取りかかるといふことになる
のではないかと考えております。

○鳥居委員 昭和六十三年から電気通信フロンテ
ィア研究開発というのが始まつて、この情報通信
分野の基礎研究が通信総合研究所で始まつてい
る。そして通信総合研究所の負う責務というの
は極めて大きいことになつてきました。それで、こ
のところの予算措置あるいは研究テーマ、研究
スタッフの構成、こういうのを見てみていて何が
どういうふうな充実されてきているのか、ぜひ充
実をさせようという方向であるならば何を今後ど
ういうふうな充実させようとしているのか、ひと
つ御説明をいただきたいと思うのです。

○白井(太)政府委員 ただいまお話がございま
したフロンティア研究開発にちよつと焦点を当て
て申し上げさせていただきますと、私もフロンテ
ィア研究開発と言つておりますのはいわば未踏の
分野の研究開発と言つてもいいような研究開発で
ありまして、本当にまあ基礎研究の代表例のよう
なものだと申し上げていいかと思つております。
それで、この電気通信フロンティア研究というの
は通信総合研究所が取り組んでおります極めて重
要な分野でございまして、通信総合研究所だけで
も足りないというふうなものにつぎましては部外
の大学等に研究委託をするというふうな方法もと
つたり、さらには大学でどういう研究をしてみた
いかということも公募いたしまして、その応募し
てきたテーマの中から幾つかを選んでそのテーマ
については、まあ年に一回でありますけれども、フロン
ティア研究に取り組んでおられます外国の研究者
の方をお招きいたしまして研究発表会を二日か三
日にわたつて毎年一回そういうことをやらせてい
ただいております。そういうことでフロンティア
研究にはいろいろと力を入れていただいております。

ところで、問題のその予算でありますとかある
いは研究者の体制なんですけれども、これがなか
なか、先ほど来御指摘ではあるのですが、実は
思うに任せないというのが実態であります。まあ
予算もだんだん伸びておりまして、このフロンテ
ィア研究につきましては率とすればかなりの勢
いで伸びてきておりまして、平成四年度の予算案で
は五億八千万くらいの予算がフロンティア研究に
回されるということになつております。

他方、この研究開発で一番重要なのは、実は研
究者を確保するというのが大変な問題でありまし
て、外国人の方の研究者も通信総合研究所にはも
う既に何人か加わつていただいておりますが、や
はり国全体と申しますか国家公務員の定員を少
しでも減らさなければいかぬという要請のもと
で、この研究者の定員だけはもう減らさない、減

○白井(太)政府委員 予算的な制約ももちろん事実上の問題としてはございませうし、それから制度的な問題もあると考えております。言葉としては余り適切ではないかもしれませんが、一口に申し上げますと、現在あります研究の組織だけではどうしても、どれをとってみても帯に短し桶に長しというようなことでありまして、私どもがこれから考えようと思っておりますその基礎研究から応用への橋渡しをするような研究というのは、実はその研究をする適切な受け皿が今の制度の中ではないということから、今回、この新たな法律案を提出させていただいたわけであります。

なぜ通信総合研究所で無理かというのは、やはり通信総合研究所としては、国の研究所としての使命を持つておりまして、どうしても、国の研究機関ということで、基礎的な研究にうんと重心を置いた研究開発をすることになるということから、その応用への橋渡しをするというようなことまでを通信総合研究所で行うのは制度的にも無理があるように思われますし、また、予算とかあるいは研究者等の面でも、事実上そういうことは不可能に近いと申し上げざるを得ないわけでござい

○菅野委員 具体的に機構がどのような研究開発業務をするのかということ、先般来のやりとりでも、三次元映像通信とかあるいは施設の面では光通信用の光増幅装置の建設などが予定されている。場所としても横須賀、小金井などの名前も挙がっているように聞いているんですけども、予算的にはどれくらいのお金を考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思えます。

○白井(太)政府委員 平成四年度予算案の中身を簡単に申し上げますと、今回法律案をお願いしております三つの種類の研究活動のうち、研究開発でありますとかあるいは国際交流ということのための予算として、これは初年度でありますので半分の予算なんですけれども、約一億七千万円の予算を一般会計予算で予算案に計上させていただいております。

それから、研究開発基盤施設を整備する人に対して機構から出資をするという仕事の方であります。この出資のお金として、産投会計から十億円を機構に対して出資をするという予算が産投会計の予算案の中に盛り込まれております。

○菅野委員 結局、横須賀、小金井という想定というのは、お聞きしているんですけども、これはNTTの大規模な研究所がある近くなんです。具体的な研究テーマは、言いました三次元映像通信ということなんですけれども、これが果たして、民間は製品実用化の研究で国は基礎研究、その中間というものと考えるのかなというところを疑問に思っています。民間での研究といひまして、NTTの中核経営計画によりまして、NTT一社だけで一九九四年度には年間三千億、これぐらいの研究開発費を充てるというんです。ですから、こうした規模と機構の研究開発業務の規模、これを見比べて、かつ、実際の建設される設備がNTTの通信研究所に隣接したところ、これが予定されているというふうなことを考えると、民間においては実施が期待できないというよりも、民間のお手伝い程度と言った方がびつたりするのではないかとこのように思っています。本当に必要かどうか極めて疑問な民間大企業支援策ではなからうかと思うわけですね。

これは、通産省の方でも既に実施した、同じような種類のニューエネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEEDOですけれども、これも私は反対しております。ですからそういう点で、この改正案には賛成はちよつとできかねると思うわけでありませう。

関連して、通信総合研究所のことを少しお聞きしたいと思ひますが、これは、民間でも国でもできない研究開発業務をやるということで、政府資金を注ぎ込むことも計画しておりますが、今、国の研究機関の充実こそ本当に緊急の課題になっているというふうに思ひます。だからその点で、郵政省の御認識を聞きたいということ

と、また、通信総合研究所の予算と定員、それはこの十年間どのようになっているかということをおちよつと簡潔にお願いいたします。

○白井(太)政府委員 最初のお尋ねの研究開発施設について若干申し上げさせていただきます。施設の設置場所は全く決まっております。先ほどおちよつと申し上げましたが、こういう法律案あるいは予算案が御提案申し上げてあるということから、多少早耳といひますか、そういう情報を得られてこういう施設をぜひこちらの方ににつくってほしいというふうなお話が、二あることは承知しておりますが、もちろんどこにつくるかというところまで決めておるわけではございません。それから施設は、実は法律にも書いてありますように、共用に供するといひかみんで使うといひうのが施設のねらいでありまして、例えば高度画像通信研究施設であります、それらの研究を行うております大学とか会社とか個人とか、そういう方が一応の実費を払いまして、時間で、あるいは日にちでそのような研究施設を使つて、御自分の、あるいは御自分の会社の研究をされる、そのための施設でありまして、これは大企業であろうと中小企業であろうと、個人であろうと団体であろうと、全く私どもとしては区別をいたしておりません。

それから、通信総合研究所でございますが、こちらの方の研究体制の充実をするといひのはこれはもう私ども当然のこととして考えております。現実の問題としては、予算事情等からなかなか思うに任せないといひことも申し上げざるを得ないわけでありませうが、予算規模につきましては、約十年をさかのぼつて考えてみますと、昭和五十八年度が四十三億円でありますのが来年度の予定額は五十三億円ということになっております。もちろんこれは一般の人員費も含みますので、これだけ研究費がそのまふえたといひことではないわけでありませう。

それから、研究所の定員につきましては、昭和五十八年度の定員が四百五十一名でありましたものが平成四年度の予定では四百二十二ということ、約三十名減員になります。研究者の数だけ、研究者の方の数をとてみますと、昭和五十八年度が二百五十七名でありますものが平成四年度の予定定員は二百八十三といひこと、こちらの方は二十数名ふえておるといひような内容になっております。

○菅野委員 今、国立大学や国立の研究機関の研究環境の劣悪化といひのは極めて深刻になっておりまして、これは我が国の科学技術の振興にとつて最大の課題であらうと思ひます。それで、科学技術会議、先ほどおちよつと出ておりましたが、こゝし一月二十四日に内閣総理大臣に提出した答申でも、「これまで以上に多様な重要な役割を果たしていくべき大学及び国立試験研究機関は、研究資金の低減及び施設・設備の老朽化・陳腐化が著しい」といひうふに、「我が国の大学及び国立試験研究機関の研究環境を早急に改善し、その研究のレベルを維持・向上していくことが課題となっている」といひうふにしているわけ

です。さらに、国立の試験研究機関の定員削減によりまして、研究者全体の高齢化が進んでいる問題、また研究予算そのものが少なくて給与も低いといひことなど、国立の研究機関が若手の研究者にとつて魅力のないものになっているといひうふな非常に深刻な事態が指摘されているわけなんです。先ほどこの通産省の予算をお聞きしましたけれども、わずかにばかり確かに予算もふえております。しかしそれは主に関西に支所をつくつたといひことによるものでして、しかもそれにしてもNTT一社で三千億といひうふな額と比べてみても大変貧相だといひことを指摘せざるを得ないわけですね。ちなみに、このNTTの中期経営計画によれば、一九八九年から一九九四年、五年間に研究開発費を二五%ふやして三千億にするといひこと、そしてこの研究開発に携わる要員も七千三百人から一万人にするといひうふにしているわけ

です。それから、研究所の定員につきましては、昭和五十八年度の定員が四百五十一名でありましたものが平成四年度の予定では四百二十二といひこと、約三十名減員になります。研究者の数だけ、研究者の方の数をとてみますと、昭和五十八年度が二百五十七名でありますものが平成四年度の予定定員は二百八十三といひこと、こちらの方は二十数名ふえておるといひような内容になっております。

私どもも、昨年、国立大学の調査をずっと全国やりましたけれども、本当に大変なんです。ですから、国立大学にしても、国立の試験研究機関の現状、まさに危機的な状況だと言ってもいいと思います。その改善がむしろ緊急課題であるというふうには私は思うのです。このことは、経団連でさえ昨年十月に建議書を出して主張していることなんです。ですから、この法案でたびたび言っているまいりましたけれども、民間にも国にもできない中間のことをやるんだ、そこを国が支援するんだというふうなことを言われております。しかし、今最も必要なことは国の研究機関を充実させることであって、それは我が国の科学技術の思う人々が共通して心配し切望していることだ、このことを改めて指摘しておきたいというふうに思うわけです。

それで、CATVのことについて質問をしたいと思いますが、このCATVについてですが、今度の臨時措置法案で建設される施設についてです。建設時にどのような予算的な手当てがされるかという点では、機構を通じての出資とか無利子融資などで一応は出されている。しかし、建設されて以降の設備の更新、こういうものについてはどう考えておられるのかと率直に疑問に思うわけです。テレビ技術なども日進月歩でありまして、放送設備などは三年から五年で更新が必要というふうには言われる場合もございます。ですから、そういう点で、つくったものの経費的に成り立つのかな、また、設備がそういう形で陳腐化するのではないかとというふうな心配も出てくるわけなんですけれども、その点どうかということ。それから、地元の自治体などから、放送番組などでなくて、広報用のビデオなどの制作、そのためにあいている時間を貸してほしいというふうな申し出があった場合にはどうするのかということをお聞きしたいと思います。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

第一点ですが、実施計画を変更いたしました当該計画について郵政大臣の認可を受けて増資する

ような場合には、設備の更新についても対象となり得るものでございますけれども、施設の整備を行うときに予算措置上認められませんでした最高額、一施設について一億五千万円までの出資を受けることを想定しておりますために、施設の整備後に通信・放送機構からの出資を受けることは、実際問題として通常考えられないわけでございますが、御指摘の点につきましては、将来の研究課題とさせていただきますと思っております。

それから、第二点でございますが、今回の事業では、有線テレビジョン放送に用いないビデオの制作はその業務としていないところでございます。また、予算編成過程で各地から強い要望が多数寄せられたということ、それから平成四年度が初年度であるために、多くの実施計画が提出される、その中で二つの地域を認定しなければいけない、そういった点から見まして、施設の空き時間が生じることは特に今の段階で考えにくいわけでございますが、万一そういった事態が起こりました場合にはつきましては、その段階で検討してまいりたい、このように考えております。

○菅野委員 二つの法案の質疑をしっかりとさせていただいたつもりなんです、それで、時間がまだございますので初めの問題に戻りたいと思

います。リクルート献金の問題で結局委員会の方で、委員長の方でしっかりと受けとめていただいていたのだということなんです、先ほども言いましたように、これは急ぐべき問題で、事は重大でございますので、返却した時期を調べる、また、御回答をいただく、調査の問題はそれだけではないかと思っております、それは大体いつぐらいまでにはつきり責任を持って調査、御回答いただけるのか、このことをぜひお伺いしておきたいと思

います。○谷垣委員長 菅野委員に申し上げます。先ほど申し上げましたように、後日の理事会で検討させていただきます。

○菅野委員 はつきり言いまして、私がきょうお

聞きした問題は理事会とか議事録の精査とか関係ない問題でございます、大臣自身の問題です。御本人が先ほどの話でお金の管理はしっかりとされていると、まあ事務所の秘書さんの問題は別として、お金のほうはしっかりと管理しているというふうな言っていたわけですから、実際その問題だけ、きょう一点だけ私はお聞きしているわけなんです。それに対してまだ明確な答弁ももらえなくて結局委員会の方へ全部調査云々ということと避けておられるということなんですけれども、そんなにこの問題で御回答いただけないというのは、私、本当によくわからないのです。ですから、その点でどうなのか。委員会、理事会以外では全然大臣は答える気はないということなんです。そのことをもう一度お伺いいたします。それだけ精査しないとわからないということなんです。はつきりしているのでしょうか、お金の管理の方は。

○渡辺(秀)国務大臣 さつき委員長が理事会、理事懇談会でお話し合いをされるとおっしゃっていることですから、私が今ここで委員の質問にお答えするわけにはまいりません。

○菅野委員 はつきり言いました、そういう点では、きょうの新たな出てきた問題も含めて大臣の疑惑は私どもますます深まるばかりでございます。ですから、本委員会におきましても引き続きいろいろと調査をお願いした問題で全くまだ御回答いただけておりませんから、今後の委員会でも私はその問題で時間をいただけて法案が出てきてもやりとりをせざるを得ないということとをぜひ委員長の方も御了解いただきたいということ、それから私どもの方といたしましては、先ほども言いましたけれども、証人喚問の提案、これをぜひ具体的に前向きに御検討いただきたいということ、それから予算委員会でも引き続きこの問題を私どもは追及していくということを表明いたします。て、時間が参りましたので終わります。

○谷垣委員長 次に、中井治君。

○中井委員 最初に、通信・放送衛星機構法の一

部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

平成二年度、三年度と新たな業務が追加をされて、質疑をいたしました。そのときに、これは名前を変えたらどうだということとを私申し上げました。今回、名前を変えることを含めての御提案であります。第三回の臨時行政改革推進審議会で、答申の中に、この通信・放送衛星機構を通信・放送機構という形にかえて、衛星の管制体制、この業務の方を平成七年には独立をさせ、民営化をさせ、こういったことが打ち出されていると私どもは承知をいたしておりました。今回のこの法の名称改正を含めまして、そういう方向へ向かっての第一歩、このように承知してよろしいですか。

○白井(太)政府委員 中井先生のお言葉ではございますが、今回、機構の名称を変えたりということをお願ひしておりますのは、機構の管制業務の民間法人化とは実は全く関係がないわけでございます。民間法人化は、一口に申し上げますと昭和五十八年の臨調の答申で指摘された宿題を果たさなければならぬということでありまして、民間法人化をする具体的な方策というのはいろいろあると考えております。これは一口に申し上げますと、衛星の管制について機構がどのような役割をこれから持つていくことになるかということとの関連で民間法人化の仕方というのにも変わっております。かと思っておりますので、この具体的な方策については少し時間をかけて考えていきたいと思っております。したがって、今回御提案申し上げている研究開発業務を加えるということは、民間法人化とは直接は関係がないということを御理解いただきたいと思っております。

○中井委員 衛星という名前を取られたものですから、大体そういう方向へ動かれているのかな、こういうことを単純にお尋ねをしたわけでありまして、平成七年に民営化をしていく、このことについては承知をされておる、そして検討していく。

間違ひありませんね。

○白井(本)政府委員 お言葉にこたわるわけではございませんが、私どももあえて民間化という言葉を使はせていないわけでございます。これは臨調の答申でも「民間法人化」という言葉で表現をされておりました、民間法人化という場合は、もちろん民間化というのを含まれるかと思ひますけれども、必ずしも民間化ということに限らず、一口に申し上げますと管制業務について特に資金面で政府への依存というのをなくすということ、これはしないと思ひますけれども、そういうことをいたしますれば民間法人化のやり方というのはいろいろあるのではないかと思ひます。おりまして、そういういろいろあるやり方の中でどの道を選択するかということは、平成七年度くらいまでのいろいろなことを勘案してそれまでに具体的なやり方を決めていきたいというのが私どもの考えでございます。

○中井委員 これで三年連続でこの機構に業務の追加があるわけですが、これから毎年こういう形で放送・通信分野に役立つということのできる限りのこの機構の業務というのを追加をしていこう、こういうお考えにお立ちですか。

○白井(本)政府委員 機構に關しまして今回のように本来業務として業務の追加をお願いするとか、あるいは特例業務として業務の追加を行うとか、今までいろいろやらしていただいていたこととは先生のお話のとおりであります。来年度以降どのようにするかについて、もちろん今どうするということが決まっているわけではございません。ただ、今回のように本来業務が追加になったというところは、率直に申し上げまして情報通信分野で機構に果たしてもらわなければならない役割というのがあるというところでありますので、そういう見方で機構をこれから見ていくということになるかと思ひます。

したがって、直接来年度以降どのようにするかというのを今考えているわけではありませんが、やはり政策支援を特にする場合の受け皿と

いうのが、実は私どもの認可法人としてはこの機構一つしかないのですから、もし政策支援をするという必要が出てまいりますと、どうしても機構に受け皿になつてもらうざるを得ないといううな面もございます。

それからもう一つは、そうした受け皿として支援業務を機構に引き受けてもらいますと、機構としてもいろいろ仕事の範囲が広がるということもありまして、多少間接的ではあります。仕事の範囲が広がればいろいろ仕事について御相談をしたり打ち合わせをしたりするというようなところも多くなつてまいりまして、平たい言葉で申し上げますと、機構の足腰を鍛えるのにも間接的には役に立つのではないかと、いろいろなことも考えておるわけでございます。

○中井委員 今回の業務の追加で人数がふえるのは何人で、トータル機構としては何人の人員組織になるのですか。

○白井(本)政府委員 一般に認可法人の予算につきましては、実はこれから財政当局といういろいろ相談をして決めていくということになります。けれども、今回法律案を通していただきました場合には、こちらの方面に専属で当たるような担当の職員というのを少なくとも五、六名はふやしてほしいということを考えておりまして、その方向で行いたいと思ひます。ただ、衛星機構の定員といたしますと、衛星管制の仕事の比重というのが非常に大きいものですから、そのようなことをいたしまして、もし数字が間違つておれば後で訂正をさせていただきますが、トータルで百十名前後になるのではないかと考えております。

○中井委員 今回のこの法律を讀ませていただきますと、要は、追加業務をやつて高度三次元画像情報の通信技術の向上のための研究開発をやらす、この研究開発をやらすために基盤整備をする会社をつくつてそこへ出資をする、援助をする、そしてその研究に必要な人を海外からも呼んできて国際交流でやる、いろいろ難しいことが書いてあります。要は、この五年間は高度三次元画像情報

報のことをやるのだ、このための法律改正だ、こういう理解を私どもはいたしておりますが、それでいいですか。

○白井(本)政府委員 このたび機構の業務として追加をさせていただきたいと思つております三つの種類の研究活動といひます。これはもちろん相互に関連し合つて一体的といひます。総合的に進めたいものであります。中身は、一応それぞれに内容が異なつております。民間では直接実施が期待できないような研究開発を機構みずからが行うというのが一つ。それから、通信・放送技術の研究開発のためにみんな使つて、つまり共用に供するような研究開発施設で、あえて言えば、民間ではそうした施設をなかなか整備しにくいようなものについて、機構が出資をした会社、原則的には民間を含めた第三セクターのようなものですが、そういうところが施設を整備して、そのような施設を多くの人に使つてもらうというようなこと。これは結果的には、機構の仕事として見た場合には、いわば出資をするというのが機構の仕事になるわけでございます。これは必ずしも機構みずからが研究開発を行うというような、民間では実施が期待されないような研究というよりも、もうちょっと範囲が広がります。多くの方が研究に携わるのだけれども、そのためにいろいろ施設が必要なのにその施設が民間ではなかなか整備しにくいというようなものを整備するというのがねらいであります。それから三つ目は、海外の研究者との交流を深めるというようなものを研究活動の内容として挙げさせていただいておるわけでございます。

○中井委員 私ども別に反対しておるわけじゃありません。大いに結構だと思つておりますけれども、お聞きしたいのは、要するに民間ではなかなか、直接投資してすぐに製品化をして回収できないというものじゃない、しかし、どうしてもやりたいということについては金を出していく、それから、それを研究する施設もつくっていく、こう

いうことだろうと思ふのです。この五年間でということとは、五年間で高度三次元画像情報の研究が大体実用化なり、もう民間でおやりくださいというところまでいける見通しがあるのか、これが一つ。それからもう一つは、この五年間にほかのものも研究の対象としていくのか、五年間は一応めどとしてこれをやっていくのだ、こういうことなのかどちらか、この二つをお尋ねします。

○白井(本)政府委員 先ほどのお答えがちょっと漏れたように思ひました。法律案を通していただきましたら、平成四年度からは一応五年をめどにまずは三次元通信の研究開発をテーマとして取り上げたと思つております。実はこれだけかというところになりますと、事情が許しますれば、特に予算事情等ありますけれども、いろいろと研究開発をしていく必要があると言われていて、テーマというのはいろいろありますので、これを加えるということももちろんあり得ると思つております。

それから、五年間の成果としてどの程度のものを期待するかということですが、五年間ではこの分野の研究というのはもちろん実用化というところまでは到底いかないようでありまして、三次元通信と言つてもいろいろな方式があり得るので、特に通信としてこのホログラフィー技術を使つていくというようなことになった場合には、どういふような技術の組み合わせが一番ふさわしいのか、あえて言えば、そういうような技術の組み合わせの方式等について見通しが得られればいいのではないかと、恐らく五年間という期間ではその程度のもので、とても実用というところまでは無理ではないかと思つております。

○中井委員 特定研究の基盤施設の整備会社というのをつくつていただくわけでしょうが、多分NITや郵政関係の研究に出資をなさるのだと思ふのですが、この出資に地方自治体が入つておる。地方自治体がこんなところまで出資しなければいけないのか。地方自治体が出資しなければこ

それはやれないのか。見せていただいて、ふところ
思うのです。ここらはどうですか。

○白井(本)政府委員 予算案でお願いしてござい
ます。施設規模としては、単年度だけについて見ま
すと、一応一つの施設で例え五億程度を産投会
計から機構を経由して出資をするということ。前
提にして考えますと、五億のほかに一応資本金と
して二億五千万を別のところから出していただ
く、その中には地方公共団体も含まれる。そし
て、ただいま申し上げました資本金と同じ額を限
度として借り入れをするということ。考えます
と、単年度では、五億の三倍になりまして十五億
が、ある設備の整備のために支出が一応可能にな
るということになるわけですが、そのような施設
は単年度では仕上がりがないという場合が多いの
ではないかと思ひます。まあ大ききにもよりまし
けれども、そうなりますと、今のところでは、高度
画像研究施設については、私どもとしては二年間
くらいかけて整備をしたと思っております。し
たがいまして、大ざっぱに言えば、数十億という
ような言い方が適切じゃないかと思ひます。けれ
ども、その程度の規模の施設を高度画像研究の施設
としては考えたいと思っております。

それから、広帯域の通信についての研究施設に
つきましては、その程度があるいはそれより多少
安く上がるかというように考えております。
ので、おおよその規模としては一応その辺を目安
にして計画を進めたいと思っております。

○中井委員 地方公共団体のことを答えてくれま
せんか。

○白井(本)政府委員 またお答えが漏れまして申
しわけございませんでした。

地方公共団体から出資をしようというものは
絶対の要件ではございません。ございせんが、
地方公共団体からの出資がありますといわゆる無
利子融資というのを受けられることになるもので
すから、どの程度の出資がなされるかはその施設
によつて違ふと思ひますけれども、恐らくその地
域としては地方公共団体も何らかし出資をして、

それを呼び水にして無利子融資を受けるといふよ
うなことを考える向きが多いのではないかと思つ
ております。

○中井委員 それでは、CATVの法案の方に入
ります。

昨年、この衛星機構に関連する法律で基盤法を
やりまして、この機構を通じて人材センターとい
う構想がございします。この人材センター、どうい
う形で認定というのですか、認可というのです
か、進んでおられるのか、状況をお聞かせをいたさ
ます。どのくらい申し込みがあつて、幾つぐらい
本年度認定を出そうと思つておられるのか、お尋ねを
します。

(松浦(昭)委員長代理退席、委員長着席)

○白井(本)政府委員 昨年、法律を通していた
きました基盤法に基づきます人材研修センターで
ありますが、つい先日、一件認定をさせていた
きまして、北海道であります。人材研修センタ
ーができ上がることになりました。私どもが当初
考えておりました以上にやはり研修センターをつ
くるといふのはなかなか大変な仕事のようにあ
りまして、考えてみますと、建物をつくるというこ
とだけではなくて、ある程度その研修生が継続的
にこの研修に來てくれるという見込みも立たない
といかないとか、あるいは講師をどのようにする
とか、あるいは研修内容をどのようなものとする
かというようなことで、決めなければならぬこと
とが非常に多いようであります。そういうことも
ありまして今年度の場合にはこの北海道の研修セン
ターが一所というところで終わるのではないかと
思つておりますが、しかしそれでも第一号につい
てめどが立つたというのは、大変私どもとしては
期待をしておるところでございします。

○中井委員 今回の改正で、初年度は二カ所、十
年間で十カ所から二十カ所、こういうお話でござ
いしますが、今の研修センターのお話にもありま
したように、この建物を建ててこれだけの設備を
つくり、人を集める、また同時にそれを利用いた
だく、そして採算をとる、大変難しいことかと思

います。これは当然、この人材センターと放送番
組充実事業のためのセンター、こういつたものが
重なる、あるいは同一の場所、同じこの建物の
中で別々に業務としておやりになる、これは当然
頭の中におありだ、逆に重なった方が効率よく、
能率よくやれる、私もそのように考えます
が、そういう形での認可あるいは希望の受け付け
をなさるものと考へてよろしいですか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のような点も、趣旨も踏まえまし
て、平成四年度におきます本事業に関する予算措
置は、施設整備の効率化を図るために電気通信基
盤充実臨時措置法に基づく人材研修事業と併設を
要件として認められております。

○中井委員 済みません、ちよつと聞き取りにく
かったものですから、もう一度私の言つたような
形で、重なつて大丈夫だと、重なつた方がいん
だ、こういうことは間違いないということにつ
いてのお答えをいただきます。

○小野沢政府委員 両事業の性質とかスキームは
違ひますが、先生御指摘のような趣旨の点では同
一でございしますので併設する、こういうことで
ございします。

○中井委員 失礼しました。

これらの事業を行うセンターであります。私
は、採算がどうだろうということを大変心配いた
してあります。CATVも、都市型CATVの会
社を含めまして、おおいとふえてはいるわけ
であります。御議論のありましたように、大半が
赤字であります。その赤字解消のために、人を育
てなければならぬ、番組もいものをつくつてい
かなければならぬ、これはもう間違いないこと
であります。しかし、これらのものをつくつてい
く場合に、民間企業等が出資する、金を出すと
いふのは、多分これはCATVの会社も加わりな
さい、こういう話になつてくるのではないと思ひ
ます。そうしますと、かなり赤字で苦しんでお
る中で、さらにこういつたものに投資をしていかな
ければならぬ、それが赤字になるということに

なつたら、余計CATVの経営というものを圧迫
するのではないか、こんなことも実は心配をいた
しますが、これらの採算性ということについて郵
政省はどのようにお考えになるか。

○小野沢政府委員 大蔵省との予算編成上の議論
におきまして、先生の御指摘の採算性の問題が
かなり大きなウェイトを占めまして、この辺ぎ
しり詰め合つた結果認められたわけでございます
ので、そういう経過を通じて一定の見通し
はつたというところでございします。また、ケーブ
ルテレビ事業界におきましては、この何十年にお
きましていろいろな行政の施策の中で、今度ソフト
面にウェイトを置いておりますけれども、これは
初めて社会的に認知される大きな制度ができた
ということでもみんな熱心に取り組んでおります
ので、私どもとしても真剣に取り組んで、先生の御
懸念のようなことがないように頑張りたいと思ひ
ます。

○中井委員 この法律を見ましても、かなり手続
的に煩瑣であります。また同時に、無利子融資を
受けるために地方公共団体を入れて第三セクター
みたいな形であることになると、この手続がま
た、市町村でとるのは議会等ありまして大変難し
いことである。

CATVというのはほとんどんふえてくるけれ
ども、また、必要とするものであるけれども、それ
ぞれこの経営という点に関しては非常に難しい
状況、しかし、これをやらなかつたら情報という
ものが入つてこないというところで、地方におい
ても大変熱心にお取り組みをいただいております。し
かし、それをやるについて大変な赤字を覚悟してや
らなければならぬ、こういうジレンマがあるわ
けであります。同時に、景気はこういう状況であ
りますから、地方の広告収入等もより入つて
こない。また、私もテレビを見ておりますが、一
台高いものですから、なかなかそう加入者もふえ
ない、こういう状況にあります。

そういう状況のCATVを助けながら伸ばして
いこうということは大変結構なことでありまし

が、できる限り本当にお金をその人らが出さずに助ける、こういったことを重点的に考えるべきだ。予算編成や法律の枠組みやら、いろいろありますから、難しいのはわかります。しかし、手続等を簡単にすると、あるいはもう少し設備投資の面で何か対応策をとる、そういった形の直接育てていくといったことを考えるべきじゃないか。大変複雑で、また余計なお金が必要で、そしてまたその手続が非常に高い、時間がかかる。このことは逆にやるべきことじゃない。お役所というのは手続が多ければ多い方がいいのかもしれないけれども、民間人から見たら手続はない方がいいのか、失礼だけれども、何でもうかるかといったら法律を無視しておるからもうかるのでありまして、そんなことを含めてもって考えるべきじゃないか、このことを思います。

そういう意味で、このセンター、人材センターも含めて運用のあり方、民間企業といういわゆるCATVの人たちも参加をしてみようだろうと思いますが、その人たちに新たな財政負担といったものにならないように御努力をいただきたいと思いますが、大臣、いかがですか。

○白井(本)政府委員 大臣のお答えの前に、若干事務的にお答えをさせていただきたいと思いますが、支援措置についてできるだけ利用しやすいように、また、一般の方々あるいは地元の方々の負担をできるだけ少なくするようにというのはもう先生のおっしゃるとおりでございます。そういう方向で私も努力していかなければいかぬと思いますが、私どもの関係では、先ほどもちよつと出ております無利子融資というのが大変多く利用されておまして、おそらく政府全体でも郵政省受け持ち分はかなりの比率が高いのではないかと考えております。こういうものができるだけ簡単に利用できるように私も十分注意してやっております。また逆に、実は私もそれぞれ地域の方などとお話をする機会がありますときには、新しい例え

ばCATVなどを市町村等が入って行うような場合も、むしろできるだけけちけち精神で経営に当り初は当たってほしい。初めから余り派手なことをやりますと、どうしても後になって経営が苦しくなるものですから、むしろけちけち精神で始めるということをお願いしたいということをお願いをしております。できるだけ政府の支援を受けた形での事業というのが余り赤字が続かないようなことをいろいろな角度から考えていかなければならないというふうに思っております。

○渡辺(秀)国務大臣 今局長が答弁いたしましたことでほぼ御理解いただけたと思うのですが、民間の人たちの負担をいかに軽くするかといったら、やはり金融上の支援と税制上の対策でまずは当面やることだなという感じがするわけですね。きめの細かな施策というのは、累積していきながら、積み重ねていきながら、先生方の御指導をいただいで、より効果的に、よりまた普及度も広く深く行っていたらどうかという感じがいたしております。いずれにいたしましても、この有線テレビジョン放送番組充実事業というのを充実にせながら、円滑に実施していくということで、これからひとつ御指導願いたいと思っております。

○中井委員 お答えでもう終わりにしたいと思いますが、ぜひ記憶の隅にでもとどめていただきたいのは、郵政省というのは本当にまじめで、しかもこの間の委員会でも申し上げましたけれども、お金を扱っている現業を持つていらっしゃる、したがって、非常に細かく注意をなさる。そのことがこういう許認可やいろいろなことに關してもありまして、非常に書類提出等を含めて細か過ぎる。時間がかかる。これは大変な、やはり財政的な負担も生み出す原因になっておる。電波というものを使う大事なことから、厳密にやっていたら、これはもう当然のことです。しかし、民間の人が競争でやるんだ、そしてねらっているのから早くできるんだ、そのことがやはり経営を健全化する基盤にもある、こんなことも御理

解をいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○谷垣委員長 次に、真鍋光広君。

○真鍋委員 本日はたつぷりお時間をちょうだいできるようにさせていただきます。少し私自身の頭の整理もできるように御質問をさせていただきますので、ひとつおつき合いをいただきたい、こう思います。

初めに、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして御質問申し上げます。第一点は、機構の名称を通信・放送機構と改めるということでございます。第二点は、機構に研究開発に関する業務を追加して行わせる、こういうことであろうかと思うわけでございます。そこで、初めに名称の変更についてお尋ねを申し上げます。

思い出せば、昭和五十四年の八月にこの衛星機構ができて最初の本来業務というのが衛星管制業務ということになりましたし、そしてまた、これに加わって六十三年の十月に衛星の所有業務というものが加わってまいりました。現在通信衛星のCS-3a、CS-3bということでございます。さらに、放送衛星のBS-3a、BS-3b、この四機を管制しておられるということでございまして、いわば年々ふえておるという状況でございます。また、衛星所有業務の方は、産投会計の出資でハイビジョン衛星放送用としてトランスポンダー一本を所有しておられて、現在、昨年の十一月から一日八時間の試験放送をやっております。こういうことだそうでございます。そういう意味合いでは通信・放送衛星機構それ自体として次第に実体をさらに充実させておる、こういうことでございまして、御同慶の至りであるわけでございます。

これに順次政策支援措置が加わってまいったというところでございまして、私も平成二年二月に当選をさせていただいた人間におきましては、最

初からこの通信委員会に所属をさせていただいておりますけれども、そこから順次この衛星機構に業務がつけ加わってきた、最初から名称の関係で何となく違和感があるな、こんな感じで受けとめておったわけでございます。

まず平成二年の三月に難視聴地域対策のための助成金交付業務というものが加わり、同年九月にはいわゆる円滑化法に基づきまして、通信・放送分野でのベンチャービジネスの支援のための特定通信・放送開発事業にかかわる業務、さらにまた昨年の六月には、基盤充実法で電気通信分野の基盤施設の整備、人材研修のための電気通信技術事業というものが加わりました。さらに、このたびの法改正で、今審議しております有線テレビジョン放送番組充実法案におきましてこの放送番組充実事業というものが加わるわけでございます。さらにまた、この法案での研究開発業務というのが加わっていくということであるわけでございます。

そういった意味では、私も前から見ておつて、通信・放送衛星機構というのに、いろいろ衛星とかかわりがあるものもあるけれども、ないものも多いというものが、それも雑多と言つては失礼ですが、厳密に言えばかなり雑多なものが入っております。そういう意味では、いずれこのまま置いておくとすれば名称変更、衛星ということとはとにかく少なくとも取り除かなきゃいかぬじゃないか、このように思つておつたわけでございます。また、ことに時宜を得たものだと思つてございまして、その意味で、これを受けたのは結局昨年暮れの行政改革の実施方針に、「通信・放送の基盤整備、高度化等に向けた政策支援業務の役割の増大」、次々に加わってきた、「一」に対応し、通信・放送衛星機構の名称及び目的を整理するということ、これを受けたわけであるわけでございます。

そこで、私は最初から懸念しておつたのは、どんどんつけ加えていくけれども、果たしてこの政策支援業務、なかなか難しいのです、出資であ

るとか債務保証とか、いかにもワークしにくい。食べ物でいうなら消化のしにくいものである。しかも、まだまだ海のものとも山のものともわかりません。いわばたくさんあったら消化しにくいものでもおれこそはというものは出てくるけれども、だれも消化したものがなくところに入っていくわけですから、なかなか希望者があらわれにくいのではないかと。それだけに業務を進めていく上で大変だろうな、そのように考えておたわけでごさいますけれども、それぞれの実績はどうなっておるか、御努力のほどを、さらにまた、今後の展望というものはどうなっておるか、既に述べられたところであれば簡単に結構でございますけれども、お答えできる範囲内でお答えいただければありがたいと思います。

○白井(本)政府委員 確かに幾つかの支援業務を特別措置あるいは特例業務というような形で加えさせていたわけでありましたが、これは一つには、そのために新たな別の法人をつくらなければならないという御意見も当然あり得るわけでありまして、やはり昨今の行政改革といいますが、あるいはできるだけ効率的な行政の執行というふうな見地から既存の法人を受け皿として使わざるを得なかったということから、一つの法人に幾つかの異なる業務が加わったということであるわけでありまして。

ところで、それぞれの特例業務あるいは臨時的な業務についての実績を簡単に申し上げさせていただきます。

まず最初の衛星放送の受信対策基金を利用しての衛星放送受信設備の設置経費の一部助成についてであります。またもし必要とあらば、詳しいことは放送行政の方からお答えいただいても思いますが、一応実績といたしましては、平成二年度については三百三十五世帯、それから平成三年度、これはまだ年度途中であります千六百七十九世帯が助成の対象となっておりますが、助成の対象として挙げられておりまして、そのほかに千数

百世帯が新たに助成を受けることが本年度中に見込まれるというところであります。

それからその次に、一昨年の法律を通じたいただきましたいわゆる円滑化法の実施状況であります。まず支援を受ける事業として三種の事業が挙げられておりましたが、一つの事業であります通信・放送新規事業については一件が認定をされておりまして、機構から出資と債務保証を行ったところでありまして、それから、地方の通信・放送開発事業につきましては、平成二年度で九件、それから平成三年度、これも年度途中であります十六件、今までのところ合計で二十五件について利子補給を実施いたしております。

それから、昨年の法律を通していただきましたいわゆる基盤法の実施状況であります。基盤法につきましては御案内のように、一つは施設整備事業、もう一つは人材研修事業であります。施設整備事業につきましてはNTTも含めて八つの電気通信事業者が対象事業者として認定をされておりまして、それから人材研修事業につきましては、先ほどの御答弁と重なるわけでありまして、本年二月に北海道の人材研修事業を行う第三セクターを対象事業者として認定したところでございます。この人材研修センターにつきましては四月早々にも会社が設立されまして、一年ぐらいの間を掛けて建物の建築等を行い、平成五年度の初めには研修センターとして発足をさせたいという計画のようでございます。

○真鍋委員 今ので大体わかったわけですが、あと一歩だけ進めてお伺いしたいと思えます。

結局、難視聴の関係だと十万とか十数万難視聴の対象の人たちがおられるという中で、こうやって計算すると今の実績で約二千世帯、恐らく本年度中に三千世帯になるだろう、こういうお話でございました。これはもちろん地方公共団体も分担しなければいかぬ、本人も分担しなければいかぬ、こういうことですから簡単にくくとは思いませんが、食いつきというのですか、当初予想

したものと今の進み具合というもののどのような考えておられるか、これが一つ。

もう一つは、例の円滑化法の中の地域通信・放送開発事業につきましては二十五件利子補給ということでございます。まことに結構なことだと思っておりますが、これなんかについても当初予想したところのかわりて順調にいくのか、あるいは世の中の方がこういうものに目覚めてきておるか、そこらあたりについての感触で結構ですから教えていただければと思います。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。衛星放送受信対策基金についてでございますが、正直申し上げまして、昨年の秋調べてみましたが、ところどころ趣旨が十分に生かされて普及しているとは思えないというところに気づきまして、昨年の秋以降、やはりキーポイントになりますのは市町村住民に対する制度の周知徹底が必要だということ、NHKとか通信・放送衛星機構とよく連携をとりまして、それ以降、全市町村に対するアンケート調査、郵便局、農協でのポスターの掲示など制度の周知活動を行いました結果、先ほど白井局長が申し上げましたようにビッチが上がってきた、こういうことでございます。

○白井(本)政府委員 いわゆる円滑化法の実施状況につきましては、先ほど申し上げましたように、平成五年度の初めには研修センターとして発足をさせたいという計画のようでございます。通信・放送の新規事業としては先ほど申し上げたように今日まで認定したのは一件でございます。二十五件は地域通信・放送開発事業という種類の事業でありまして、こちらの方はかなり順調に利用が進んでいるというように申し上げて差し支えないかと思えます。

三つ目の種類の通信・放送共同開発事業というのは、まだ事業者としては認定を受けるものが出てきておりませんので、この辺については、まあ先生のお言葉をかりますと、当初の見込みのようにはいっていないことを申し上げざるを得ないと思っておりますが、この種のものについて

は私どもの周知といえますか、こういうようなものが利用できまよというお知らせ活動のようなものも思わなければならない、私どもとしては皆さんにお役に立ち得るような制度等についてはできるだけPRをするというか、そういうものを有効に使っているようなところの事例をいろいろの機会に御紹介するというような努力をいたしたいと考えております。

○真鍋委員 御苦労さまでございますが、さらなる御努力を要請したいと思うわけでございます。そこで、こういった業務を担っております通信・放送衛星機構でございますけれども、先ほど御答弁では、この法律が通れば五、六人ふえて全体で百十人ぐらいになるんじゃないか、こんな御答弁であつたように思うわけでございますけれども、その衛星の完成あるいは所有に係る業務以外のいわゆる政策支援業務に係る職員というのはこのうちどのぐらいの数になるのございましょうか。

○白井(本)政府委員 役員を除きまして一般の職員で十四名がいわゆる管制とは直接関係のない仕事、仕事というよりも政策支援業務に直接携わっております職員が今のところ十四名ということになるようでございます。

○真鍋委員 それは五、六人足した上ですか、これに足し算になるのですか。

○白井(本)政府委員 これは足してでございます。

○真鍋委員 その次に、今お話ししたこともかわりがあるのですけれども、昨年の暮れ、要するに行政改革の方の、行政改革の実施方針という閣議決定の中で通信・放送衛星機構の主たる業務内容をなすおる管制業務について、「既往方針を踏まえ、平成七年度を目途として経営の自立化(民間法人化)の実現のための具体的方策について結論を得ること」となっておりますわけでございますが、ここで言う「既往方針を踏まえ」ということ、それから「平成七年度を目途」とする

という「平成七年」の意味合い、それから「民間法人化」の意味合い、これについてお教えいただきたいと思っています。

○白井(本)政府委員 通信・放送衛星機構につきましては、五十四年にこの機構ができてから昭和五十八年に臨調の答申で機構について民間法人化をすべきであるということが答申として出され、またそれを受けて政府としては、民間法人化をするということが政府の方針として決められてきて今日に至っておりますことでありまして、あえて申し上げますとまあそれが既往の方針ということになるわけであります。

それで、ちよつと余談になりますが、機構は昭和五十四年にできたわけでありまして、実際の衛星の管制業務が開始されたのは実はこの五十八年の臨調答申の出た後でありまして、臨調答申は機構の業務としては管制業務をもちろんだ念頭に置いておったわけでありまして、今日のようないろいろ政策支援業務というのは当時はもちろんありませんでしたし、臨調としてもそういうものは念頭には置いていなかったのではないかと思います。

ところで、五十八年に臨調の答申が出まして今日までもかなりの年月がたつておるわけでありまして、この衛星の管制というもののについては直ちに民間法人化をするということがいろいろ難しいというようなこともありまして今日に至ってはおるわけでありまして、しかし、少なくとも衛星の管制についてその自立化を図るという政府の方針はもう既に決まった方針であるわけでありまして、私も私としてはこれは民間法人化をしなさいかぬと思っております。

ただ、それとやるといふのはなかなか難しいわけでありまして、と申しますのは、衛星につきましても、機構が管制している衛星というのは、先ほど先生もまさにおっしゃいましたが、通信衛星で二個、放送衛星で二個、合計四つの衛星の管制を現在行っている途中で管制の主体が変わるといふようなことはもちろん簡単にできる話ではご

ざいせんし、また、民間法人化というように形で何か変更を加えるというのはいろいろやりにくい点があるわけでありまして。特にこの衛星の管制というものは、衛星の利用者の方が同意するといふことが、利用者の方々の考え方によってそれが管制を行うかというものが決まってくるということとも言えるわけでありまして。そういうことも考えますと、今直ちにどういう形で民間法人化をするかというのを決めるわけにはまいりません。

で、平成七年度を目途として具体的な方策を決めていこうということにしたわけでありまして。と申しますのは、平成七年度ころになりますと、次の世代の放送衛星についてもどういう方が利用者になるのかということも大体固まるのではないかと、そうすれば利用者の方々とそのようなやり方について御相談もできるだろう、そうすれば民間法人化のやり方についての案も固めることができるというように頭にあるわけでありまして平成七年度ということを目途にすることになっているわけであり

と、ところで、それではその民間法人化というものの具体的な中身は何かということでありましてけれども、これは、私も私といたしましては、民間法人化というのは必ずしも民営化と言われるような、もつと端的に申し上げますと株式会社化というようなことまで意味するといふふうには思っておりませんで、何よりも資金的に政府に依存しない、国に依存しないということが民間法人化の最低の要件であらう、つまり自立化をするということでありまして、自立化をするということが民間法人化の具体的な内容ではないかと思つておるわけでありまして、そのような自立化の方策としては、もちろん民営化もそのうちのひとつではありましようが、いろいろなやり方というのがあるかと思つたので、そのやり方のうちのどれを選ぶかということについては、これからの衛星の利用というものがどのような方にお使いになるのかといふようなことも頭に入れて、そういう方々の御意

見も伺いながら具体的な民間法人化の方策を決めていくことにしたいといふふうに考えているところでございます。

○真鍋委員 民間法人化というのは資金的に国に依存をしないということがいわばエキスであるといふふうになったわけでございます。そしてまた、管制業務ができる前にも既に民間法人化の行革審の答申は出たのだということでございますから、平成二年から累次加わってきた政策支援業務というものは民間法人化をしてもなおこの機構の中に残るといふことを当初から頭に置いてやっておったことだろうと思うのですが、それはどうでしょうか。

○白井(本)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。逆の言い方をさせていただきますと、特に金融関連の業務について政策支援を行うという場合には、先ほど来お話に出ておりますように、認可法人とか特殊法人を受け皿としてそうした支援業務を行わざるを得ないわけでありまして、そのような法人が私どもの関係ではこの機構しかないということから、この機構一つを頼りにいたしましていろいろな支援業務を追加してきたということになるわけでございます。したがって、逆の言い方をいたしますと、この機構が本

当に民間法人あるいは株式会社などであった場合にはそうした支援業務の受け皿としては成り立たないわけでありまして、名称が変わるといふことは仮にあり得るにいたしまして、少なくとも政策支援の受け皿となるだけの法人であつてもらわれないと今までのいろいろお願いしてきた支援業務の土台が崩れてしまうということになりますので、いずれにしてもその部分だけはどのようなこととあらうともきちつと残していただかないといけないうことになつておるわけでございます。

うものが、果たして認可法人で、民間もどんどん入つておるこういう法人に、国の、国のといひますか、そういったことを、補助金的なものを出す業務を委託することができるとか、根本にかかわつてくると思うのです。それらもあらかじめ民間法人化するという方針があつた上での加わつた業務ですから、そこはひとつ慎重に御検討願ひまして、せつかくPRよろしきを得て呶々の声を上げて順調に育つておるわけですから、どうか大いに育てるために、土台の揺らぐことのないようにひとつ頑張つていただきたい、このように御要望を申し上げます。

そこで次の、この法案の目的でございます研究開発に関する業務に御質問したいわけでございます。

通信・放送分野の技術の向上を図るため、研究開発に関する業務を機構に行わせるということでございますが、まず初めに通信・放送分野の研究開発、技術開発に関して国が一体どのような役割を果たすべきか。自由主義経済でございますから、当然民間活力というもので、企業の方ですべての分野にわたつて経済活動が伸びていくということでございますが、その中で国が果たすべき役割、これはしっかりと詰めて考えていかないとごつちやになつてはおかしくないことになる、こう思つたわけでございます。御質問をこれからさせていただきます。

郵政大臣の諮問機関でございます電気通信技術審議会が、二十一世紀を展望した情報通信技術開発に関する基本方針について大臣の諮問に答へまして、去年六月二十四日に答申を出しております。これによりまして、「情報通信網は、現在のISDNから九〇年代の広帯域ISDNを経て、二十一世紀には知的処理と情報通信が高度に融合した総合的な通信網(ユニバーサル・アンド・インテリジェント・コミュニケーション・ネットワーク)へと発展するものと予測される。このような高度情報通信網は産業・経済の基盤となるだけでなく、豊かでゆとりのある生活の実現、高齢化・

高福祉社会への対応、地球環境問題の解決や災害対策による生活の安全性の確保に不可欠なものとなり、国民生活に真に溶け込んだ存在となることが期待されている。」こう記されておられるわけでございます。恐らくは、この答申に基づいてこのたびの研究開発に係る三つの大変大切な業務が追加されることを御提案になったと思うわけでございますが、この答申が目指すように、国民生活に真に溶け込んだ高度情報通信網というものを構築していただきたいというふうに切望をいたすわけでございます。

人生長くなりまして、お年寄りテレビを見るのが楽しみです。あるいは孫や子供と電話で通話をする、友達と通話する、腰は折れて歩けぬようになったけれどもそんなんだ。すべて我々が目指します生活大国ということと高度情報通信網というものはまことに密接に関連をいたしておるわけでございまして、そういう観点におきましてこの国民生活に真に溶け込んだ高度情報通信網というものをしっかりと足取り確かに構築するのだということを笹川政務次官、気宇壮大なお考えをひとつお示しいただいて、我々を勇気づけていただきたい、こう思うわけですが、いかがでしょうか。

○笹川政府委員 真鍋先生にお答えをいたします。二十一世紀の高度情報社会は、多様なメディアが経済活動や家庭生活において、適正な通信コストにより活発に利用されることを通じて豊かな国民生活が実現する社会であると考えられております。そして、このような高度情報社会を支えるために情報通信基盤の整備や技術の開発などが活発に行われるような環境の整備に努めるとともに、地域格差の是正のために国としても積極的な対策を講ずることが必要であると考えております。

○真鍋委員 ここで、この一環でございすけれども、NTTに課されたこの面での期待というのは非常に大きなものがあるわけでございす。とりわけ、また、今の日本の経済、バブル崩壊の後、

我々がかつて想像したことのないような非常に難しい状況にあります。私も中小企業あるいは経済の実態に接して感じております。バブル崩壊が整理がついているのじゃなくて、むしろ、現在拡散をしておるということでございます。かつてない恐ろしい、非常に難しい経済の現状になっておるわけですね。そういう中で、環境にあるから仕方がないのではありませんか、NTTが、大きな期待にもかかわらず、いずれかと言いましたら、営業収支とのかかわりで少し赤字でも出さなければいかぬ、こんなことで設備投資に関して腰が引けておるというふうな話もあるのです。これの真偽といたしまして、そのあたりについてはどうお考えになりますか、また、どう御指導をされているというおつもりか、もしもお答えできれば、簡単に結構ですからお答えいただければと思います。

○白井(太)政府委員 私、直接の担当の局ではないものですから、余りきちんとしたお答えがしにくいわけでございす。NTTは昭和六十年に民営化されました。形としてはいわゆる民間の企業になったわけでありす。ただ、それにもかかわらず、やはりNTTが背負っている社会的責任というのは大変大きいものがあると思っております。また、NTT自身も、そうしたことに就いては、NTTの役割ということについてはやはり重大な役割を担っておるという認識を持っております。また、新しい通信網の整備という点については、どちらかというと、諸外国にしても我が国の方がちょっと出足が鈍いと言われても仕方がないような状況であります。この点についてはできるだけ早く広帯域のデジタル通信網の整備をするというような気持ちはNTTも持つておると私も思っております。もちろんお金の相談という面でもないわけではありませんが、まあひとつ我が国における全国的な通信網を持つておるといふ大きな責任をNTTとしても考えていただいて、できるだけ早くこの通信網の整備というものをしたい

ただきたいということでも私もお願いしたいと思っております。NTTもそういうこともよく考えてやってくださっていると思っております。○真鍋委員 金融・資本市場、いろいろ難しい、すべてが環境が難しいわけでございます。すけれども、やはり日本の代表選手でございすから大きな責任もあるということで、ひとつ何分の御研究、御努力をされるようにまた御指導賜るようお願いを申し上げておきたいと思っております。

そこで、国民生活に真に溶け込んだ高度情報通信網の構築を目指して、官民学というのがあるとすれば一体となって取り組んでいかなければなりません。この点に關しての国の取り組みについて少し頭を整理させていただきたいと思うわけでございす。

研究開発、技術開発ということになりますと、そもそのスタートというものは基礎研究ということであり、それからさらには、民間企業がまさしく製品開発ということを取り組んでまいります。実用化に向けての研究ということがあられるわけでございます。その間にあるとすれば、基礎研究と今言いました実用化研究への橋渡しというものが、原理と具体との間をつなぐ何らかの線を引く、つなぎをつくる、その研究というものがあろう、あるのか、このように考えるわけでございす。

そして、この基礎研究面につきましては、何となく大学や国立の研究機関が取り組んでおる面もある、大きな役割を果たしておる。そして、先ほどもちょっとお話があったように伺いましたけれども、昭和六十三年からは通信総合研究所が中心になって電気通信フロンティア研究開発が推進されるということでございます。また民間におきましては、実用化に向けての研究開発が行われますけれども、これを支援する制度として、通産との共管になるのか、基礎技術研究促進センターの出資、融資の制度が設けられておる、こういうことだそうでございます。そして、基礎研究とその成果の実用化段階の間には当然時

間的なずれがある上に、基礎研究そのものが実用目標に合致しておるとは限らぬのでございす。なればいかぬということがあるわけでございす。それから、この橋渡しを行う研究開発、これを先導的研究開発と呼ぶようでございますけれども、この強化が必要だ、そういう物の考え方がこのたびの法案の研究開発として業務として加わる、こういうふうにご覧いただければいいでしょうか。

○白井(太)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。

一点さらに加えていただきますと、私も、通信網の機能の高度化とかあるいは研究開発とかということになりますと、どうも何となく自分たちにとにかく無縁のようなあるいは縁が遠いような感じがいたすわけであります。特に情報通信分野における研究開発というのは、そうした研究開発の成果というものが本当に国民生活を豊かにするということに役立つような方向を目指してやるといふことが必要ではないかと私どもも非常に強く思っております。逆に申し上げますと、機能が高度化することによって一般の人には使にくいくなるというようなことがあつては本当の研究開発の趣旨に反するのではないかと感じております。この研究開発というのは、我々の日常生活にも足をつけたような研究開発が行われていくということを特に考えていかなければならぬのではないかと感じております。

それから、さらに情報通信というものがいろいろな分野で、生活とか社会活動の中で取り込まれてまいりますと、それが何かの拍子に中断をいたしますとか、あるいは故障が起きますとか、あるいは破壊をされるとかいうようなことになりまますと、社会的な影響というのはいかにも知れぬものがあるわけでありまして、情報通信の機能が高度化し、また、その利用が盛んになればなるほど、そうしたマイナスの面に対してどういう対策を講じていくのかというのが実は非常に大きな課題になるわけでありまして、この面についてもやはり研究開発というのをやるべきことは

きないというふうな思っております。

ところで、こういう大変多岐にわたります研究開発の分野でありますけれども、これらの研究開発というのは現実としてはどこか一カ所ですべてをやるといふわけにはなかなかまいりません。例えばNTTの研究所はNTTの研究所として一番お得意の分野について研究開発に全力を挙げていただくことが必要でございますし、それから国の機関としての通信総合研究所においては、やはり国の研究機関としての責任を持たなければならぬ分野、先ほどのお話では電気通信フロンティア研究などはその最たるものでありますけれども、そういう分野がございます。それから、基盤センタールを通じての民間の研究開発支援についても、これはこれでまた一つの目的があるわけでありまして、それぞれの研究機関等が自分の受け持ち分野というものについてある意味では責任を持つてきちつとした研究開発を進めていくということが必要であると思っております。なお、そうしたことも十分でないような、特に産官学が一体となつて基礎研究から応用への橋渡しをするような研究についてはどうしてもそこが少し欠けているというふうなことから、今回ぜひこのような法律案を成立させていただいて、そのところをきちつとしたすき間がないようにさせていただきたいというのが今回法律案を提案させていただいた一番大きな理由でございます。

○真鍋委員 日本にとつても極めて大事な分野のお仕事であります。その割には予算額といふますか、そうしたものが割と小さいようで、意欲が十分数字の上ではあらわれないようにございませうけれども、この点について御感想があればひと。

○白井(本)政府委員 私どもの力不足だと申し上げざるを得ないと思ひますけれども、研究開発についてはもうとても十分と言えるところか、足らぬことばかりだと思ひます。ただ、このことにつきましては、実は郵政省の研究所だけではなくて、国の研究機関全体についてやはり言えること

のようでありまして、国の研究機関は、一緒になりました。この点について、ぜひこれからの我が国の発展のためにも研究機関の充実が予算的な面においても人的な面においても必要であるということいろいろな関係の向きに働きかけて、理解を得るような努力をいたしておるようでございます。

それと、もう一つ私どもが聞いております問題というのは、人材の不足というのがかなり深刻なようでありまして、これも私どもの研究所だけの話ではもちろんありませんけれども、一般に大学の新卒者のうち理科系の方の比率が非常に少なくなりつつあるとか、あるいは絶対数が非常に減つてきているというふうなことが大きな問題だと指摘されておりました。それやこれや研究開発をめぐる問題というのはいさゝか大変いろいろな面にも及んでおるようには思ひますけれども、できるだけそういうようなところを埋めるような努力もしていかなければならないのではないかと思っております。

○真鍋委員 郵政省だけで予算をというのとはなかなか難しいのは当然よくわかるわけでございますが、全体に研究費といふますか、そういう中で、日本の場合は、諸外国、先進国に比べて国の負担割合といふますか、国が背負つておる割合といふのがやはり少ないというふうな言われておるわけでございます。そしてまた、仄聞するところでは、ECでしたか何か、この電気通信分野での、新しい先導的な分野で大変膨大な金をかけて研究する、そういう計画があるようでございまして、そのあたりとの競争上、我々は民間が大いに発展しておるのだから、NECなりなんの売上げの五割を出せばそれだけで千五百億になる、クレイ・リサーチの総売上げよりも大きい、こういう話もありませうけれども、しかし今言つたように、国でなければ果たせない役割といふこともあるわけございまして、このあたりひとつ大いに予算をとるべく御努力をいただきたい、こう思うわけでございますが、諸外国に比べての日本の研

究費のあり方、そういったものについて何らかの御感想があれば一言笹川政務次官からお答えいただければと思ひます。

○笹川政府委員 真鍋議員のおっしゃるとおり、これからの国民生活の向上のためにはなるべく国の予算をつぎ込んでやっていきたいと思つておりますので、その点についての御指導もひとつよろしく願ひします。

○真鍋委員 ありがとうございます。続きまして、有線テレビジョン放送番組充実法案の方につきまして御質問をさせていただきます。思うわけでございます。

繰り返しになりますが、生活大國を目指すということは宮澤政権の大きな眼目であるわけでございます。生活大國ということでは中身を考へていきますと、まあおいしいものを食べられる、それからゆつたりした家で寝られる、そして与えられた時間の中でいろいろな選択のあるアミューズメントがある、こういうことだろうと思ひます。ましてお年寄りあるいは身障の方、ハンディキャップを持った方、こういう方々にとりまして、映像文化といふますかテレビジョンにかける、生活の潤いを求める気持ちといふのはとりわけ大きいものがあると思うわけございまして、私もやはりこの分野で大いに多彩な文化を築しめる、そうしたメディアとしてテレビジョンを充実させていかなきゃいかぬ、このように思ひわけでございます。

そして、その中の有線テレビジョン放送でございます。いま申し上げても、いわばこれはまだようやくその緒につき始めたところとございまして、恐らくアメリカの一九七五年の大爆発のその前後といふか、そういうところにあるのだらうとは思ひわけでございます。この有線テレビジョン放送の発達普及のために従来から金融上、税制上の措置を講じてきておるわけでございますけれども、これに加えてこのたびの法案では、通信・放送機構が有線テレビジョン放送番組充実事業者に対して出資ができる、こういうふうにしたことござい

まして、まことに結構なことだろうと思ひわけでございます。多チャネル化がこれからどんどん進んでまいります。そういう中で、中身の濃い、豊かな味を味わうことができる放送番組を確保しなければ本當の意味で国民の皆さんに豊かな生活を保障することができないということございまして、国としてもこれに力を注いでいかなければならない状況にあると考えております。

そういうことで、まず最初に、有線テレビジョンに限らず放送全体の多チャネル化につきまして少し御質問をさせていただきます。思うわけでございます。

これにつきましては、こういうことが言われておるのですが、本當でございませうか。初めにちよつと御確認をさせていただきますと思ひます。

現在、東京で見られるテレビジョンは、地上波放送がNHKの総合と教育、NTV、TBS、フジ、テレビ朝日、テレビ東京の七チャネル、それから衛星放送がNHK衛星第一、第二、JBSBの三つある。それに本年中には通信衛星を利用した通信衛星放送が六チャネル加わることと、本年中に十六チャネルになつて、文字どおり多チャネル時代が現実のものになる。さらに、九七年に打ち上げられるBS4は八本のトランスポンダーを搭載する。その結果としてチャネル数は新たに五つふえる。そしてまた、このころになりますとデジタル帯域圧縮という技術が完成し、衛星放送では一チャネルで四チャネル分の放送ができるようになる。BS4の八チャネルだけで四、八、三十二チャネルの放送が可能になる。また、九〇年代半ばには通信衛星放送も十五チャネル程度にふえる見込みで、そうすると地上波の現行七チャネルと合わせ、家庭で見られるチャネル数は実に五十四に膨れ上がる、二十一世紀を前にした段階では五十四チャネルになる、こういうふうな言ひ人がいるわけでございますが、このあたりの真偽、見通しについてお教えいただければと思ひわけでございます。

た施策をさらに充実させると同時に、今、先ほど申し上げましたように調査研究会の中で最終のまとめに入っておりますが、ありとあらゆる施策を考えて、いけると思ふものは果敢に挑戦していきたいということで考えておるわけでございまして、今ここでこれ一つ二つということの特に出し上げることはございせんが、近く完全なまとめたいというふうに考えております。

○真鍋委員 例えばビデオにいたしても、既に日本とアメリカでは、例えばニューヨークで売っておるビデオは日本の半額ぐらいだという話であるし、あるいはヨーロッパの方の価格は大変安いということ、日本と先進諸国とは同じビデオ、映画のビデオにしても、値段が半分ぐらい外国の方が安い、こういうことでございまして、既にソフトの格差が出ておるわけでございまして、から、ぜひこの点について一層の御研さんをなされて、そしてそれをまた法律、予算に反映されるように心からお願ひ申し上げたいと思うわけでございまして。

次に、有線テレビジョン放送につきまして御質問を申し上げたいと思うわけでございまして。

有線テレビジョン放送は、平成二年度末現在で施設数が約五万、加入者数が六百七十七万世帯、その大半は再送信専用のものでございまして、都市型有線テレビジョン、つまり、一万端子以上で自主放送五チャンネル以上を持つ施設を言うのだそうでございすけれども、それは平成三年十二月末現在で許可施設数二十五、開局施設数九十八、加入者数は約五十五万世帯になっておる、そこにとどまっておる、こういうことだそうでございまして。

そこで、これらの経営状況が一体どうなっておるんだというところでございまして。こういうことも聞いておるわけで、例えば有線テレビジョンの場合は、やはり最低五千世帯ぐらひはなかったら収支償われない、経営が成り立たない、こういう話もありまして。また、衛星放送を利用する有線テレビジョンの場合、その各社のバランスシートは、

衛星の回線料の回収は到底無理であつて、赤字になるのは最低七、八年はかかるだろう、こういう話もあるわけでございまして、このあたりの経営状況についての分析をひとつお聞かせいただけたらと思ひます。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

CATV事業者の経営状況でございますが、平成二年度末におきまして、営利を目的とします有線テレビジョン放送事業者百三十五社の総収益は三百二十二億円でございまして、総費用が四百六十三億円ということで、その損失は百四十一億円ということになってございまして。また、個々の社について見ますと、有線テレビジョン放送事業者百三十五社のうち平成二年度末に単年度赤字となっている社は四十五社でございます。そういうことで、非常に苦しい状況に入つてございまして、なお、加入率が大体三〇〇〇ぐらいまでいけばほぼ明るい展望が得られるんじゃないかという資料を得ております。

○真鍋委員 加入率というのは、許可したときに一万という一つのあれがあつてその三〇〇〇、こういうふうな考え方よろしいのでしょうか。

○小野沢政府委員 NHKの受信世帯数に対する加入者の割合でございまして。

○真鍋委員 いずれにしても、経営が成り立たないや成り立たぬわけでございまして。一番大事な芽でございすから、ひとつ経営状態について、都市型CATVにはそれはまたそれで大変悩みがございまして。利用者はいるけれどもなかなか配線がでかいとか、いろいろな悩みがあるでしょう。しかし一方で、また地域型の大変重要な、しかし収益が上がらないということもあるわけでございます。事細かに分析しながら、経営が成り立つように、その一方で、やはり競争を通じてよりよい、効率のいいものが残っていくという淘汰の過程というのは残してはならないか、いかにぬかし一方、やはり育ててはならないか、いかにぬかし、そのあたり、単に監督行政ではなくて育成し

ていく、業界育成の観点もひとつしっかり頭に置いてこれからの大事な芽を伸ばしてやつてほしい、このようにお願いいたす次第でございまして。それでは、急転、御期待にこたへまして、正規路線に戻りたいと思ひわけでございまして。ただし、一問だけひとつお願いをいたしたいわけでございまして。

大臣、恐縮でございまして。この情報通信網といひますか、それを媒介にした映像文化、これはやはり高齢化社会での一番大事な国民に対する福祉の供与になる、私はそう思ひわけでございまして。そういった意味合いにおいて、これこそまさしく生活関連でございまして。郵政省が、一般予算がないということ、これまでいろいろ衛星機構に加えてきた支援業務というものは、大抵が産投会計からの出資ということでございまして。出資であるとか債務保証であるとか、なかなか食つても消化しにくいもの、そういう中で一生懸命郵政当局が御努力をして、少しづつその緒についておるといふことは高く評価するわけでございすけれども、しかし何事につけ、やはり物事というのは食つてすぐ腹に入つて消化できるようなものというところでございまして、とにかく生活関連でございすから、生活関連でしつかりとつて、少しでも国民の期待に早く追いつけるように、そのような御努力を大臣にぜひしていただきたいということをお願ひいたしたいと思ひます。

○渡辺(秀)国務大臣 予算委員会の方で時間を引張られて、大変失礼をいたしました。

真鍋委員がおっしゃいましたように、まさに高度情報社会においては、こういった問題が何よりも優先されて、効用を発揮し、そして本当に生活の中において深きとそれから高きのある、その一番大切な要件の一つであるというふうに思ひます。ぜひ、生活関連の大切な一つの柱として、いつも情報はいつでもどこでもだれでもが公平にその恩恵に浴するということが一番大切でございすから、まさにそういう意味においては、その生活関連の一翼を担う大きな柱として、我々もこれ

から先生がおっしゃったように予算の関係においても努力をいたしてまいりたい、御期待に沿いたいと思ひますし、またぜひ御指導をお願い申し上げます。

○真鍋委員 終わります。

○谷垣委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○谷垣委員長 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案について、日本共産党から討論の申し出がありました。先刻の理事会において協議の結果、御遠慮願ふことになりましたので、さよう御了承願ひます。

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案については討論の申し出がありませんので、両案について、直ちに採決に入ります。まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○谷垣委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○谷垣委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、坂井隆憲君外三名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。上田利正君。

○上田(利)委員 ただいま議題となりました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表します、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施

に努めるべきである。

一 電気通信は技術先導的な分野であり、その研究開発に当たっては、国、NTT、NHK、その他の研究開発動向にも十分配意し、長期的・総合的な研究開発方針のもとに効率的な実施が図られるよう努めること。

一 通信・放送機構については、現在及び将来の通信・放送に係る諸施策を勘案し、今後の情報化の進展により有効な役割を果たせるよう、その機能の充実、必要な資金の確保等に努めること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑の動向等を参酌して作成されたものでありますから、各項目についての説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。

以上であります。

○谷垣委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷垣委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○谷垣委員長 次に、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷垣委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○谷垣委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、坂井隆憲君外四名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。坂井隆憲君。

○坂井(隆)委員 ただいま議題となりました有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 有線テレビジョン放送は、高度化・多様化している映像情報ニーズに有効に応える高度情報社会の中核的メディアとして期待されるものであり、その発達及び普及を促進するため、必要な資金の確保等各種の支援措置の一層の拡充に努めること。

一 有線テレビジョン放送の放送番組充実のための基盤整備を一層推進するための諸施策を講ずること。

一 本法の運用に当たっては、情報の地域間格差の是正等に十分留意し、有線テレビジョン放送の全国的に調和のとれた発達及び普及が図られるよう努めること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑の動向等を参酌して作成されたものでありますから、各項目についての説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。

以上であります。

○谷垣委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷垣委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、渡辺郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺郵政大臣。

○渡辺(秀)国務大臣 ただいま、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案及び有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。ごさいます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。

○谷垣委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○谷垣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○谷垣委員長 次回は、三月十一日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

平成四年三月十三日印刷

平成四年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K